

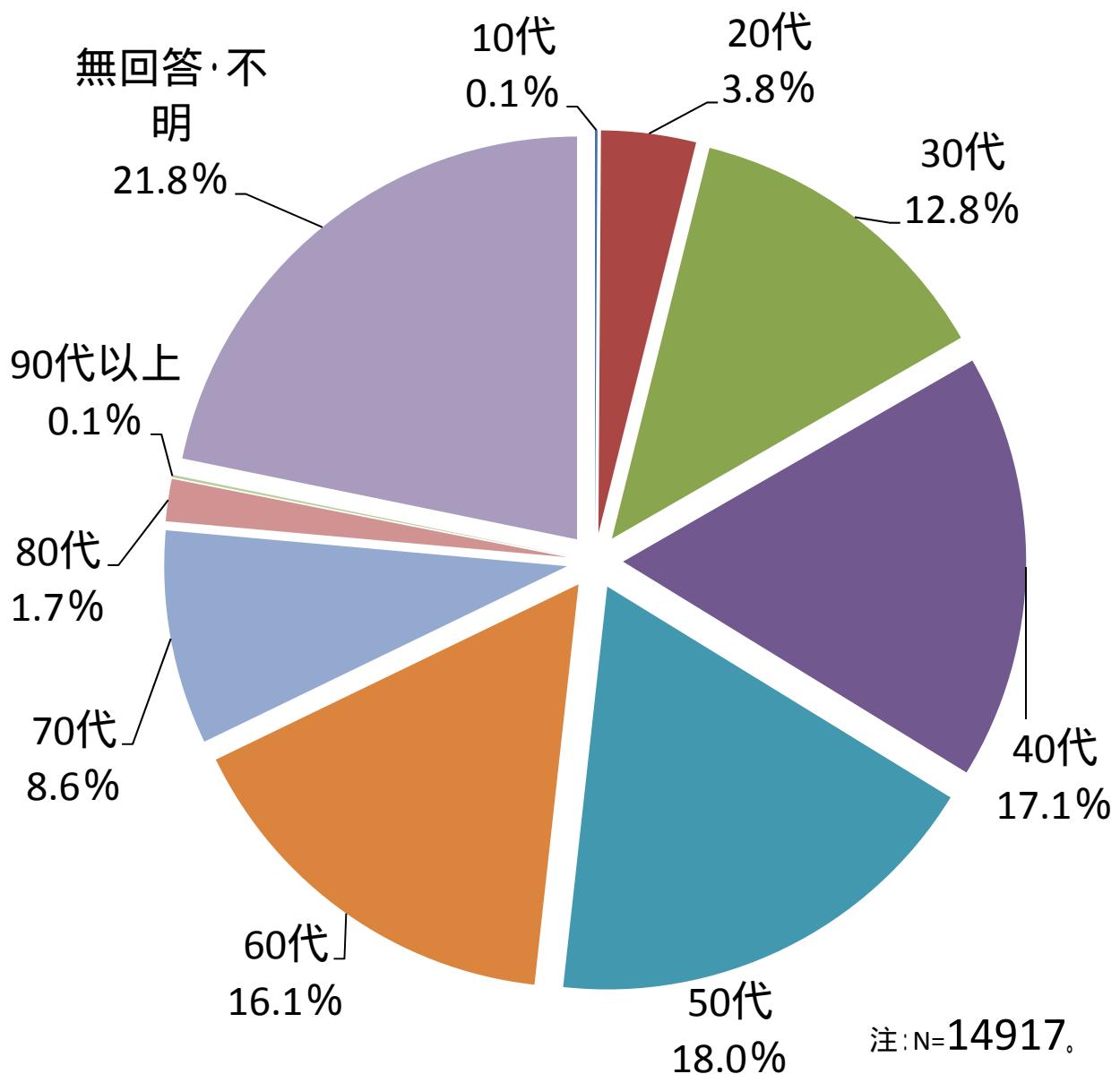
宮城県

(相談者の被災当時の住所が宮城県である相談事例)

(参考)宮城県全図

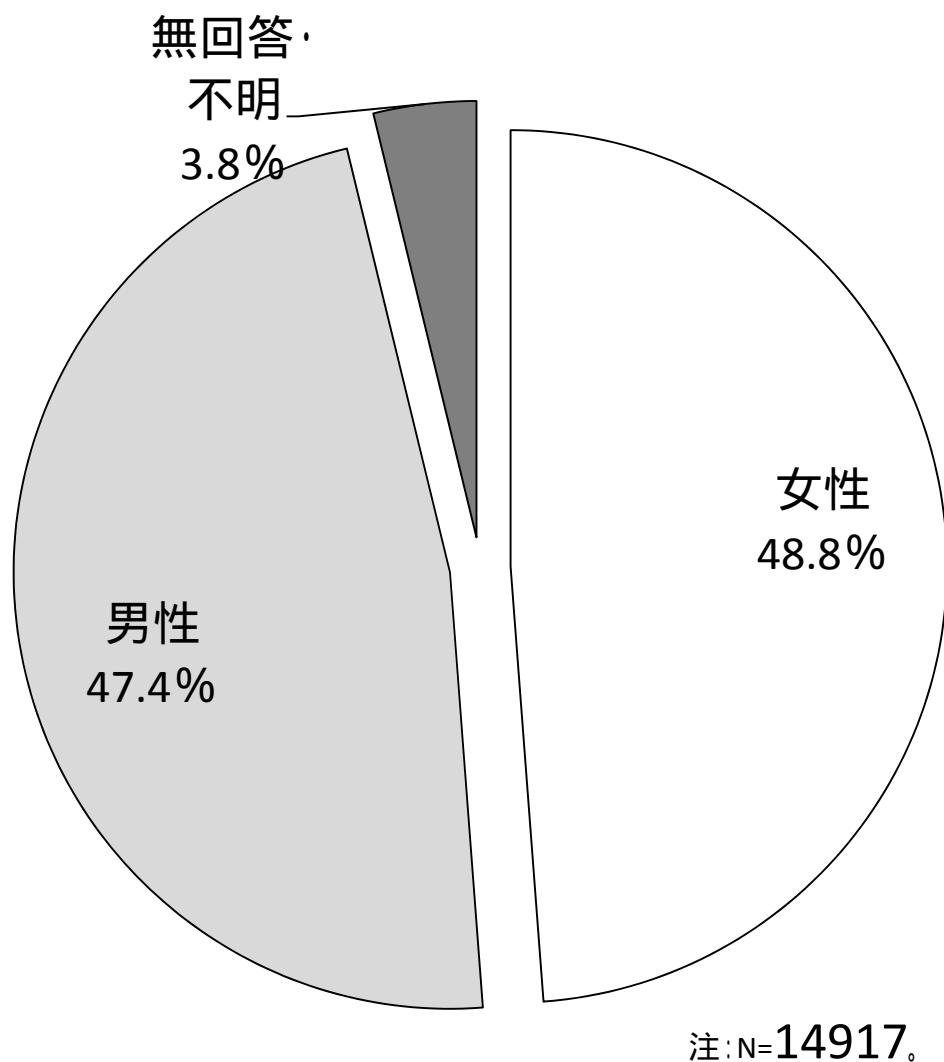


(図3-1-1)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(相談者年齢構成)



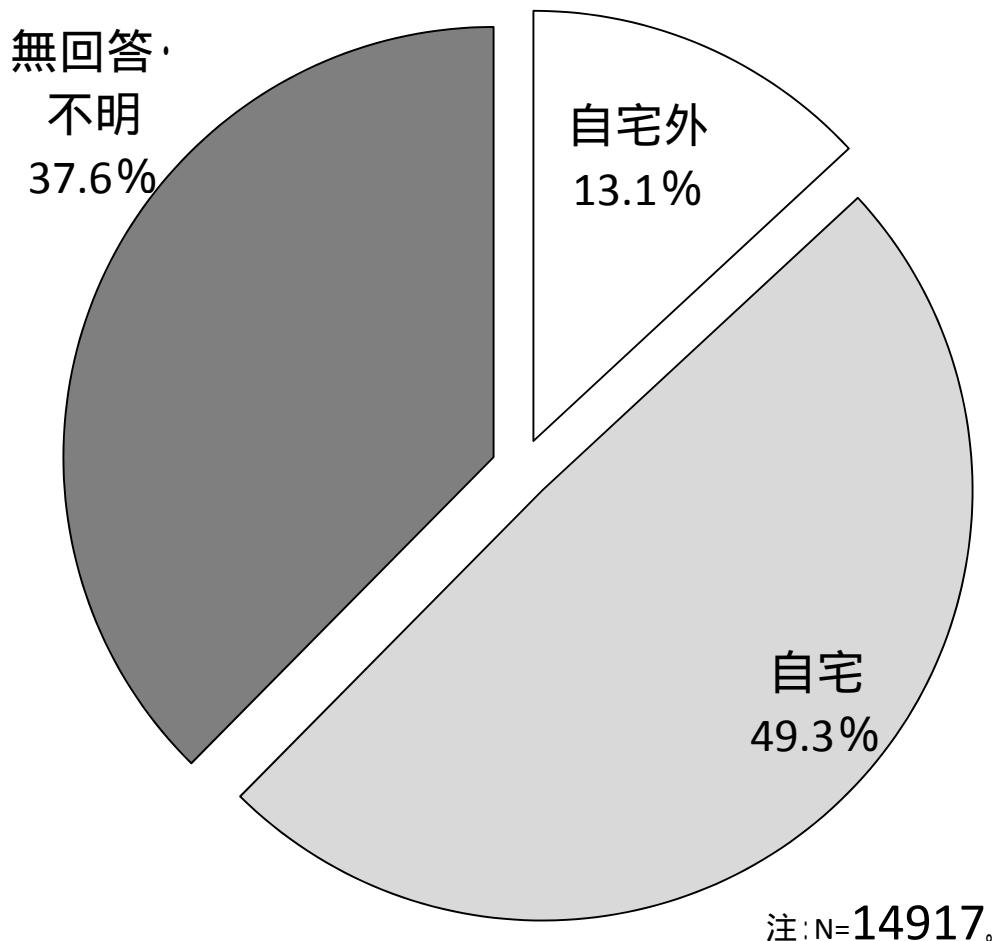
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図3-1-2)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(相談者男女比)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。

(図3-1-3)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(相談者の「居所」(自宅 / 自宅以外)分布)

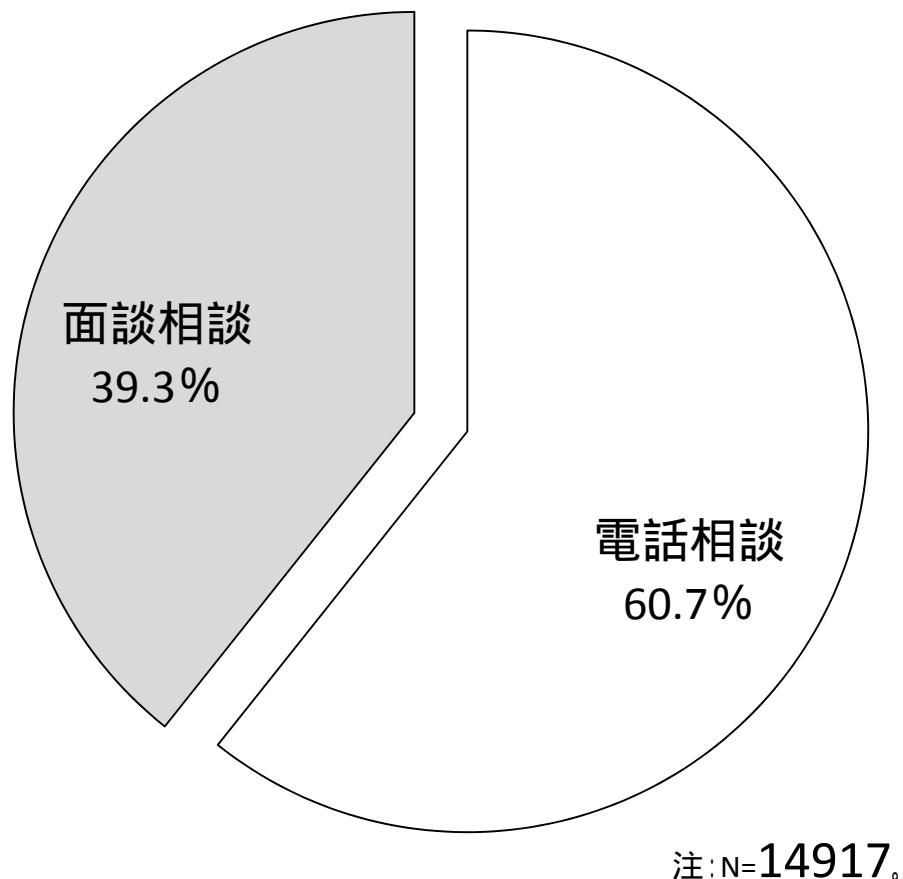


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」「仮設住宅」などである。

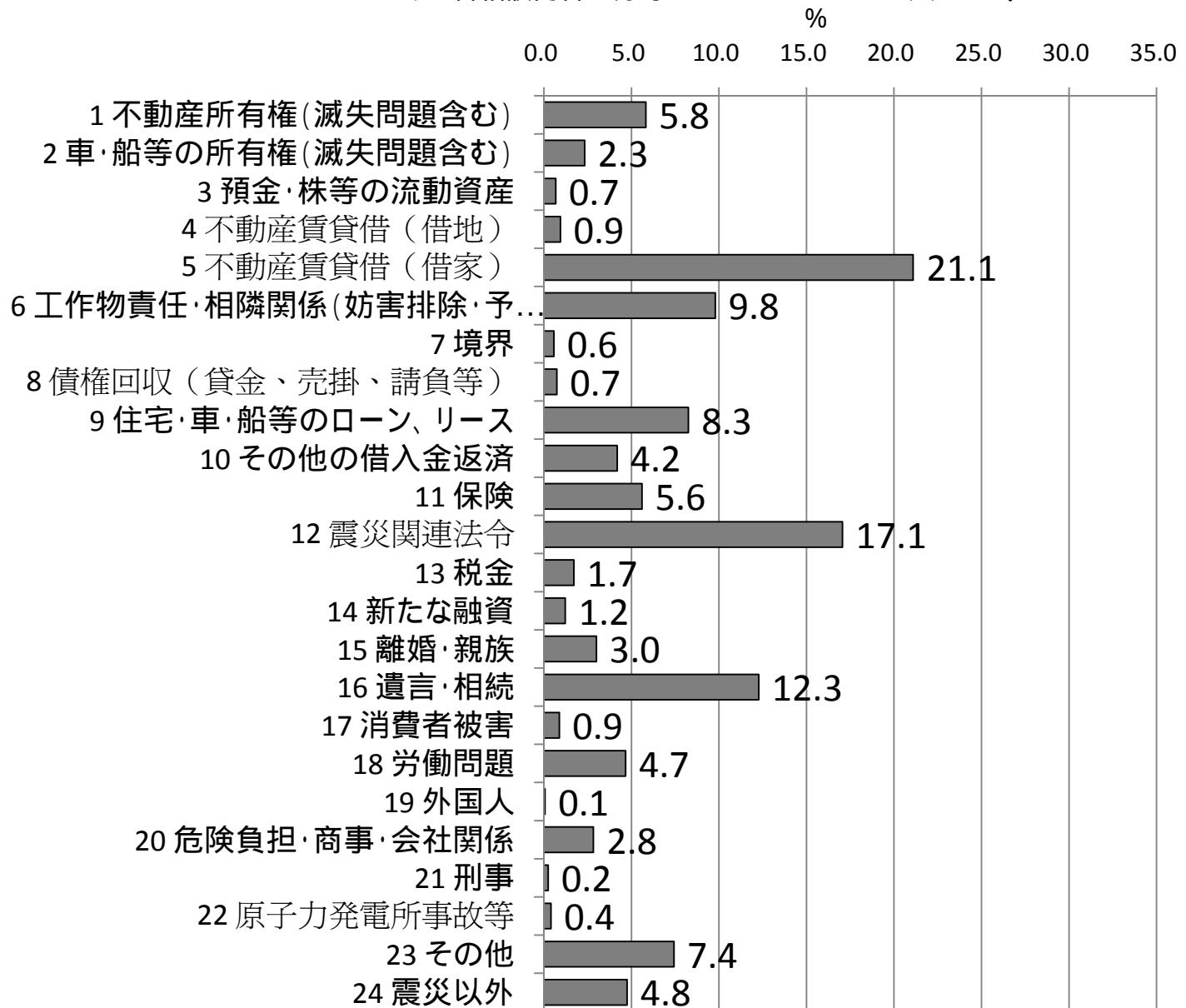
(図3-1-4)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(相談種別(電話相談 / 面談相談))



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。

(図3-2-1)
全相談事例
(分析時の累計数(全類型の分布))

注:各相談内容の分母はそれぞれ14855人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

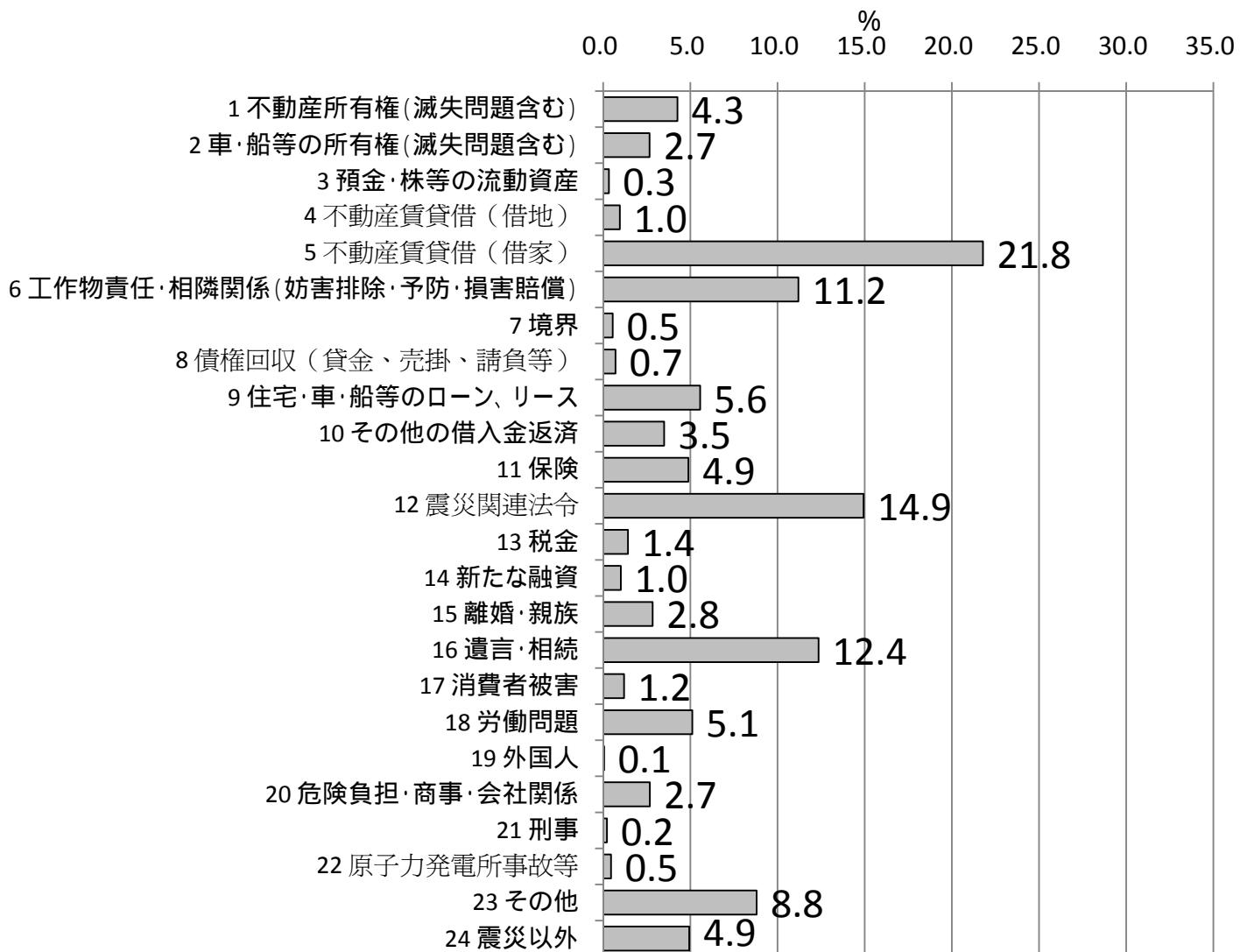
都市部が激震に襲われていることから、「5不動産賃貸借(借家)」「6工作物責任・相隣関係」の相談が多くを占めているが、「6工作物責任・相隣関係」については初期の集計に比べて割合が大分減少している。

「9住宅ローン」の相談と「10その他の借入金返済」の相談を合わせて12.5%に達していることは、既存債務の問題が如何に深刻かを示すものである。

「16相続」の相談割合が急増している。

(図3-2-2)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅」の相談事例)

注:各相談内容の分母はそれぞれ7331人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

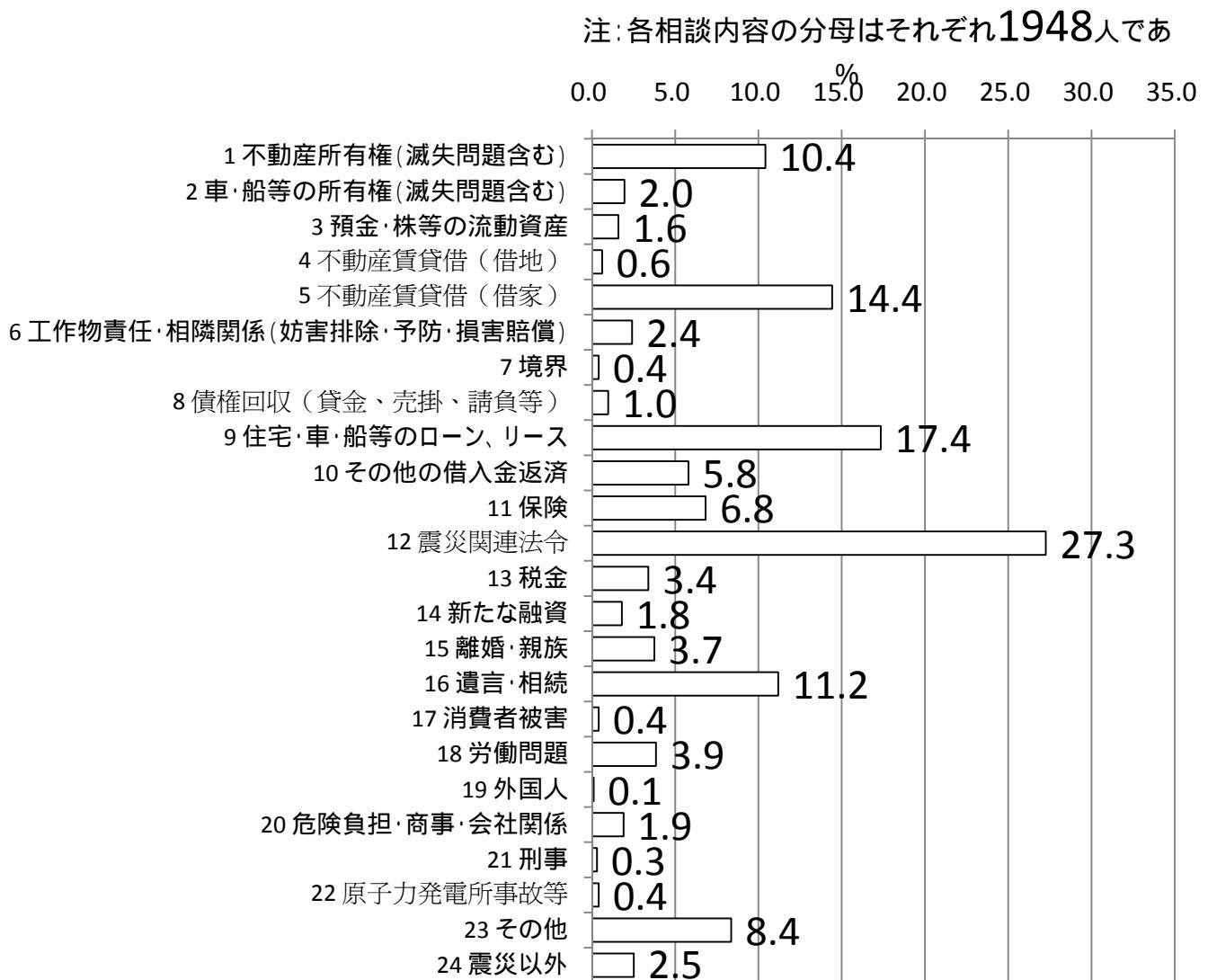
「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅」の中には、震災後、自ら引越し等により新居に移った結果「自宅」となったケースもある。

自宅居住者の相談であることから、賃貸人と賃借人の問題(「5借家」)が多い。修繕義務の負担、賃料減額の可否、滅失の場合の賃料支払義務、滅失の認定の是非、退去時の金銭的解決の是非、敷金の取扱等が代表的である。

「16相続」の相談が急増している。

(図3-2-3)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅以外」の相談事例)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅以外」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

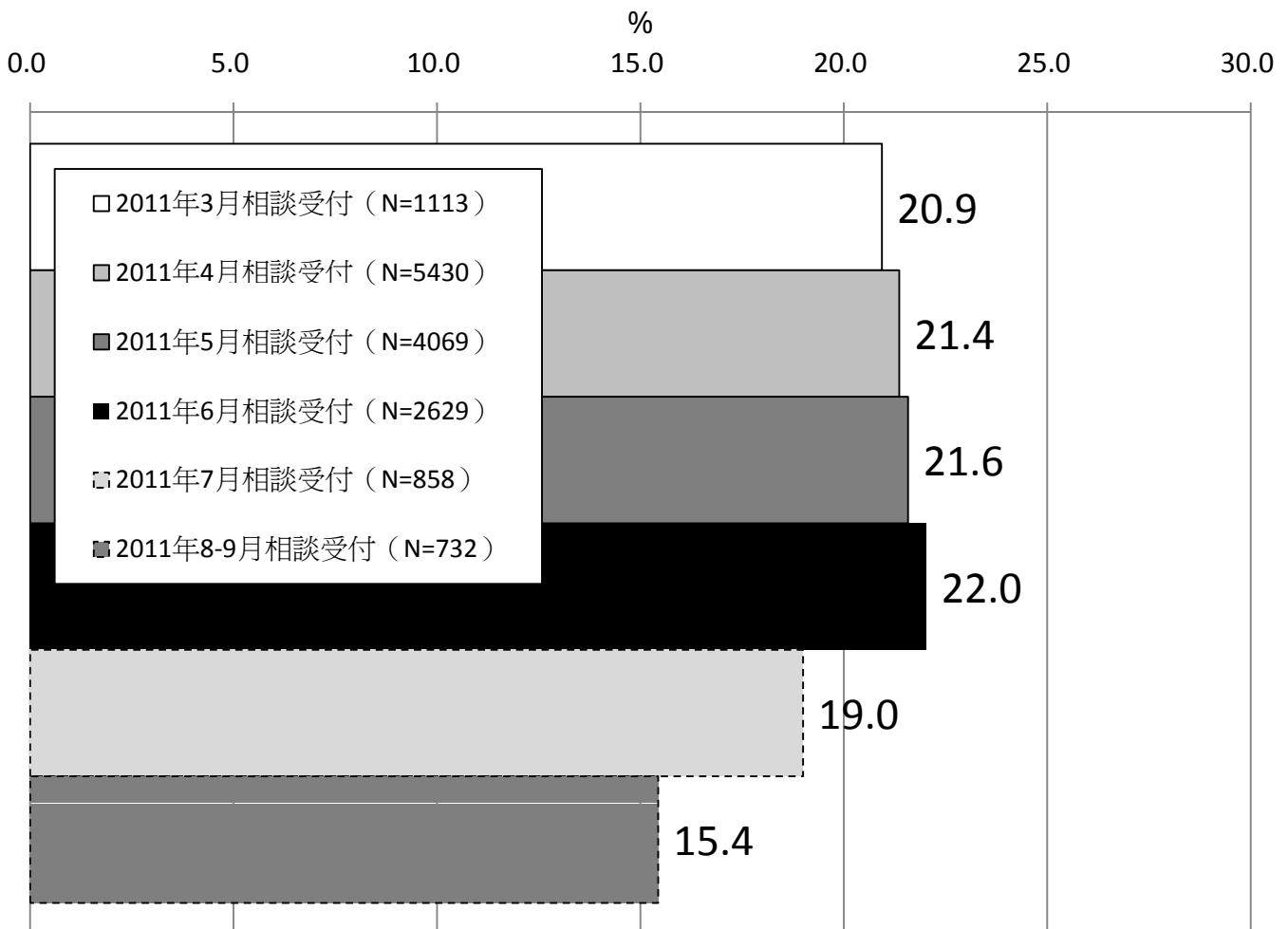
現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」「仮設住宅」などである。

津波被害を受けた避難所居住者が多いことから、行政救済を求める相談が多い。特に「9住宅ローン」の割合の多さは深刻である。

(図3-3-1)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「5不動産賃貸借(借家)」相談の推移)



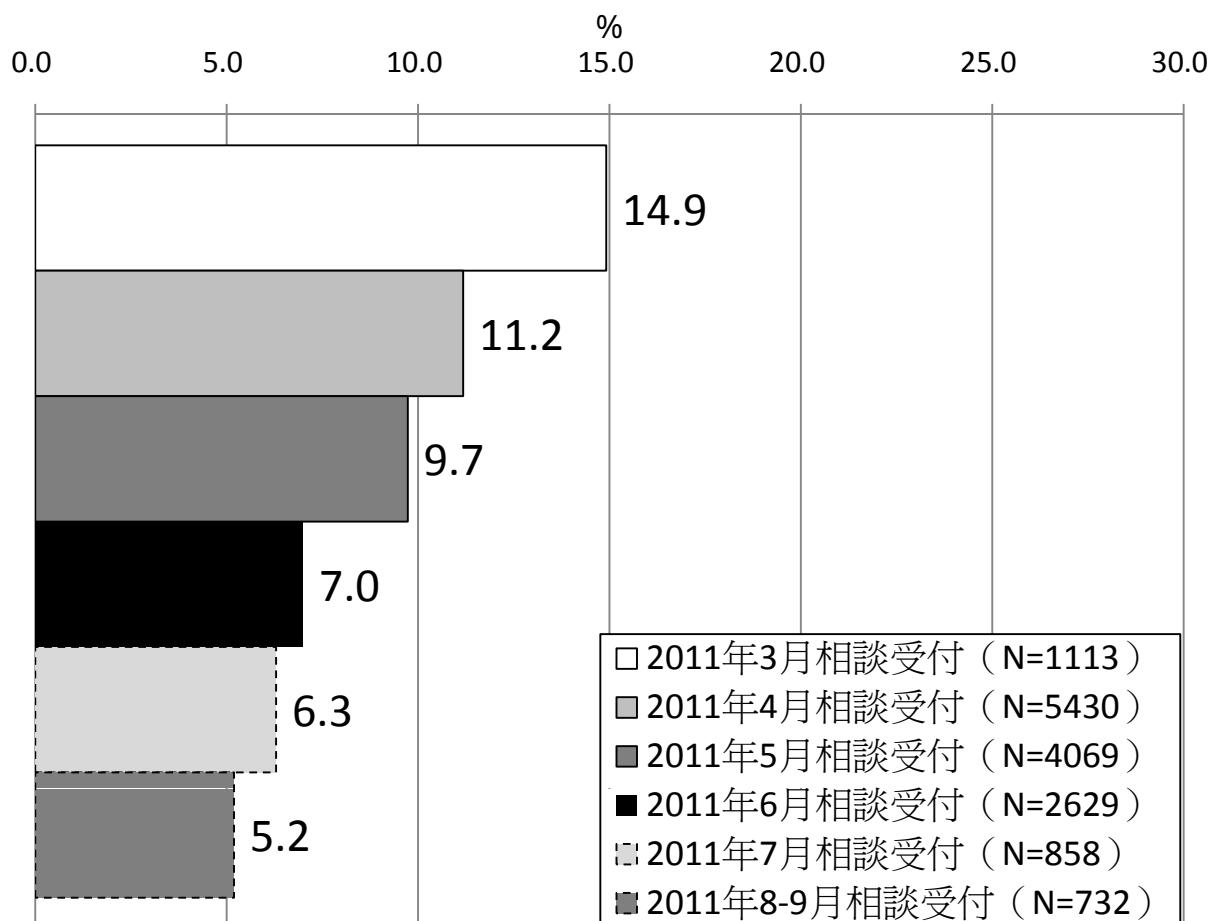
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「5不動産賃貸借(借家)」の相談割合の推移を示したもの。

「5不動産賃貸借(借家)」の相談事例とは、滅失、損壊等した建物の賃料支払義務の有無、賃貸人の修繕義務の負担問題、賃料減額問題、賃貸借契約終了の有無の問題、退去に際しての金銭的精算(立退料の是非、敷金返還)の問題等が代表的である。

長い間、相談全体の2割以上を占め高止まりしていたが、徐々に収束している。その理由としては、無料法律相談が解決指針を示したこと、紛争の自主的解決機能(紛争予防機能)が顕著に現れたこと、賃借権の存否に拘る事例がほとんど無く、ほぼ金銭的な負担関係の相談事例であったこと、退去や賃借権の存否といった、比較的複雑な紛争も、被災者生活再建支援制度の適用が賃借人にもあることから、賃借人の金銭的負担等が軽減され、問題が紛糾するに至らなかつたこと等が考えられる。

罹災都市借地借家法の適用がなされていないことも紛争を減少させている要因である。

(図3-3-2)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「6工作物責任・相隣関係」相談の推移)

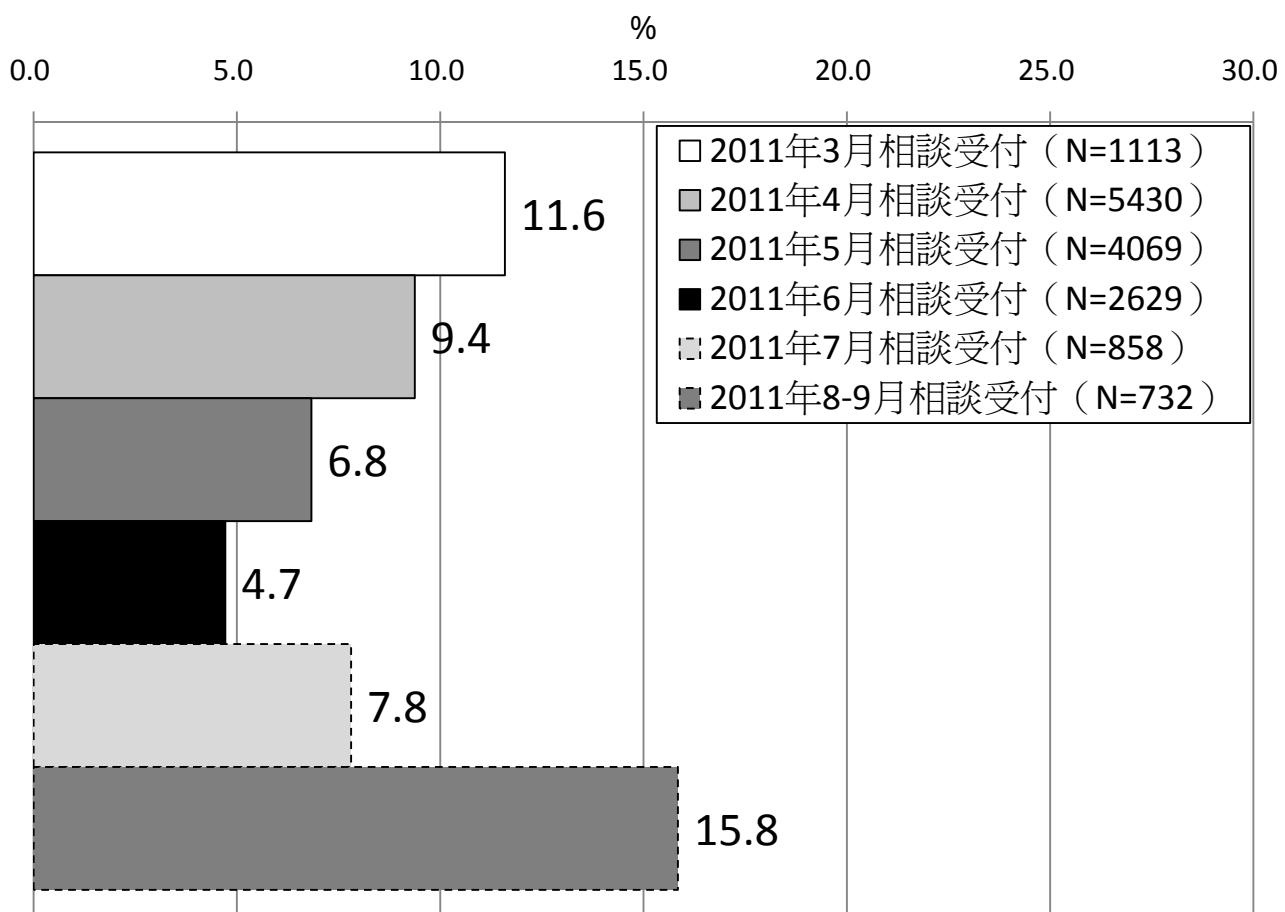


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談の相談割合の推移を示したもの。

「6工作物責任・相隣関係」の相談とは、「瓦が落ちて隣家に停車してある自動車を損壊した場合に責任を負うか」等が代表的な事例である。

初期においては、自宅に居住可能な被災者等からの電話相談が大量にあったが、法律相談による自主的紛争解決機能(紛争予防機能)の効果が顕著に現れたことで、相談件数が収束をみている。

(図3-3-3)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「9住宅・車・船等のローン、リース」相談の推移)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「9住宅・車・船等のローン、リース」の相談割合の推移を示したもの。

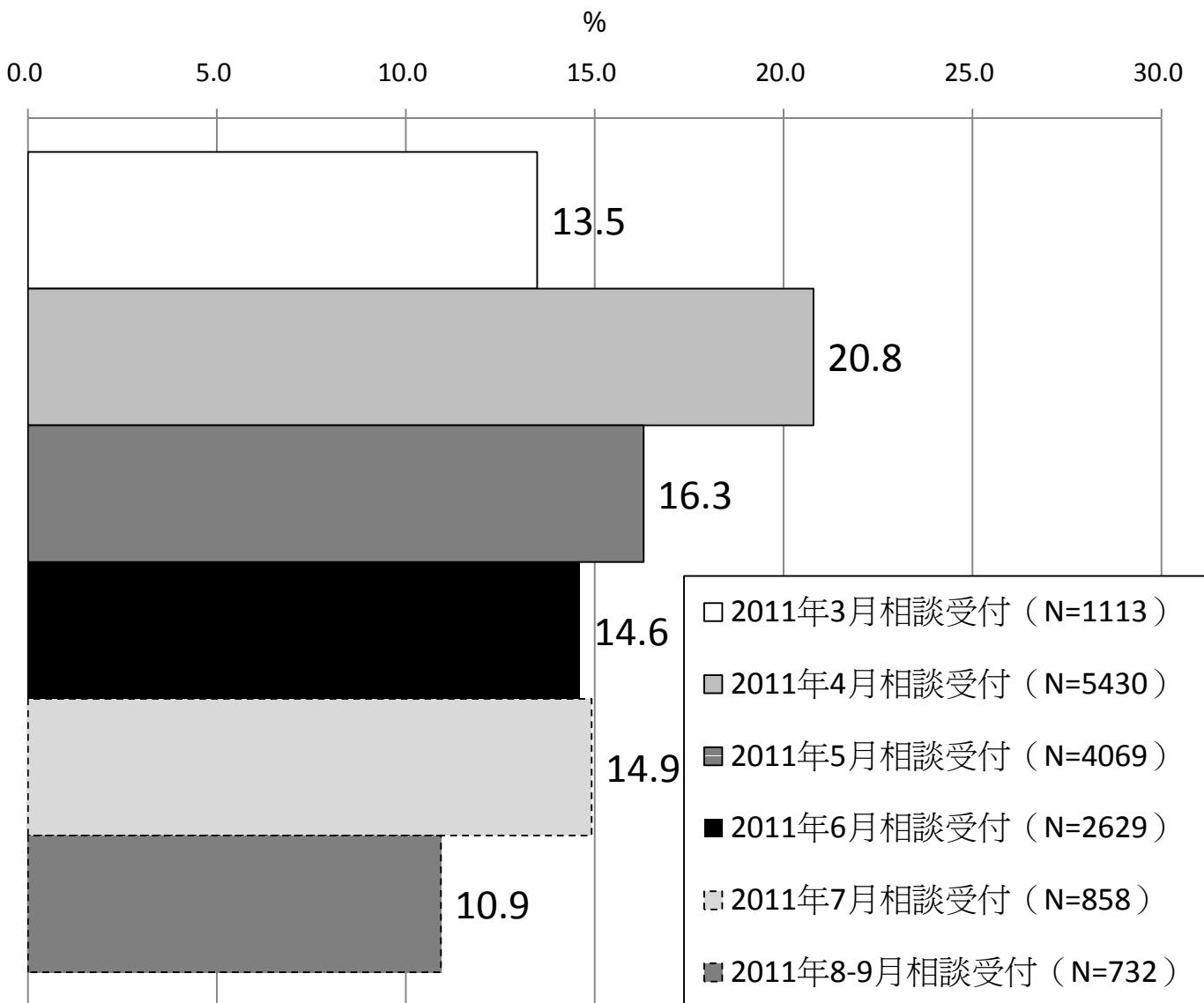
「16住宅・車・船等のローン、リース」の相談事例とは、津波等の被害により住宅が滅失等し、生活基盤が失われた(あるいは、勤務先が被災したり、漁船を失い操業できないケース等)等により、住宅ローン等既存債務の返済ができないような事例である。

3～6月では、相談割合が徐々に減少している。これは、初期の相談では、既存の債務の負担についての立法あるいは政策的な救済措置がなされるかどうかが不透明であったことから、立法・政策措置の目途が付くまで解決指針を示せなかった。金融機関やリース会社等によって、支払い猶予措置が積極的に実施されていた。という事情から、新規の相談需要が徐々に減少していったことによる。

7月以降、相談割合が急上昇している。これは、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日)が公表され、弁護士等が中心的に関与して既存債務の免除等の措置が講じられることになったため、個別の相談事例が増加したことが客観的に証明されたものといえる。

既存債務からの救済措置制度の裏付けとなる立法事実の存在を明確に裏付ける資料といえる。

(図3-3-4)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「12震災関連法令」相談の推移)



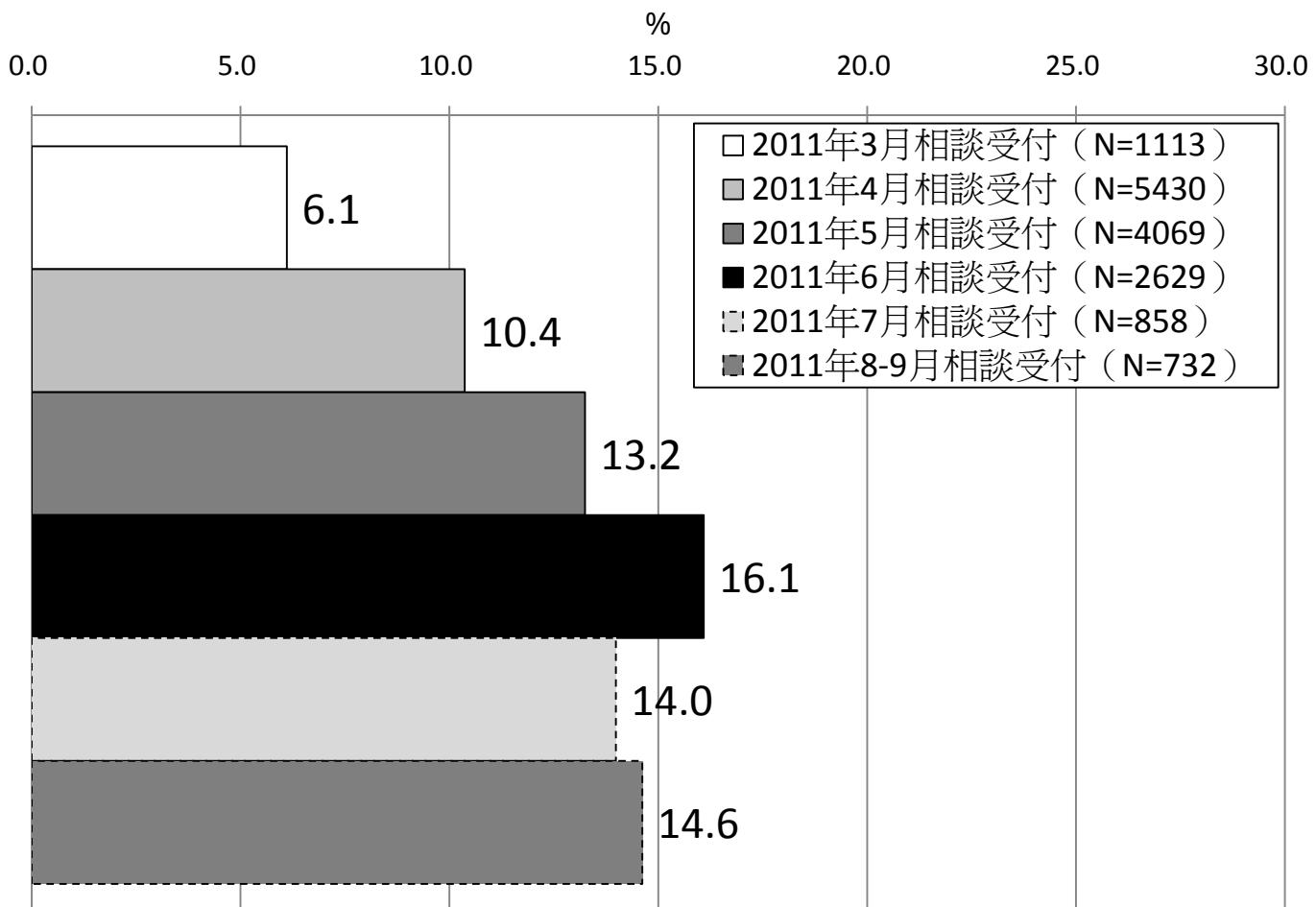
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「12震災関連法令」の相談割合の推移を示したもの。

「12震災関連法令」の相談事例とは、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、生活保護、災害救助法、仮設住宅等に関する各種法令の解釈、事実認定、運用方針、制度説明等多岐にわたる。

弁護士の法律相談機能のうち「情報整理・提供機能」が最大限発揮されていることが明白となった。

制度が浸透し、かつ行政の手続きが進捗したことから、今後相談割合が徐々に収束する可能性がある(但し、新たな制度が発足するなどの事情があれば、再び増加することが予想される)。

(図3-3-5)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「16遺言・相続」相談の推移)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「16遺言・相続」の相談割合の推移を示したもの。

「16遺言・相続」の相談事例とは、複雑な家族関係における相続人の確定、相続財産の調査、行方不明者の問題、死亡届の問題、遺産分割交渉の問題等、ひとつひとつが相当複雑な問題となっている。

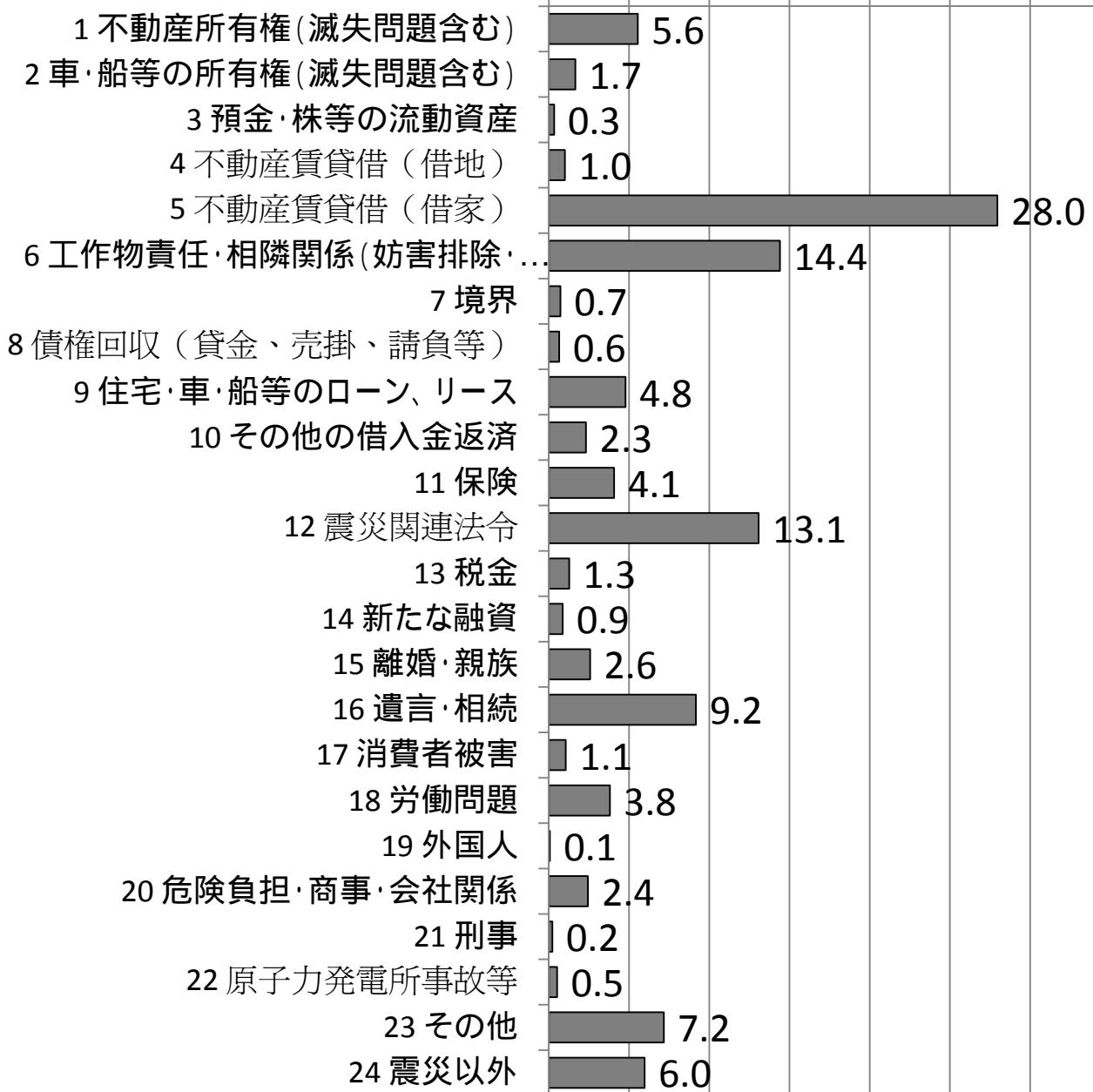
死亡届に関する行政の取扱いの通知、相続放棄に関する報道・弁護士等による啓発等により、ニーズが掘り起こされたこと、被災された方が、救助フェーズを終えて今後の生活再建等を検討し始めたこと等により、相続関連の相談が顕著に増加し、高止まりしているといえる。

(図3-4-1-1)
被災当時の住所地が宮城県仙台市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ6359人である。

%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0

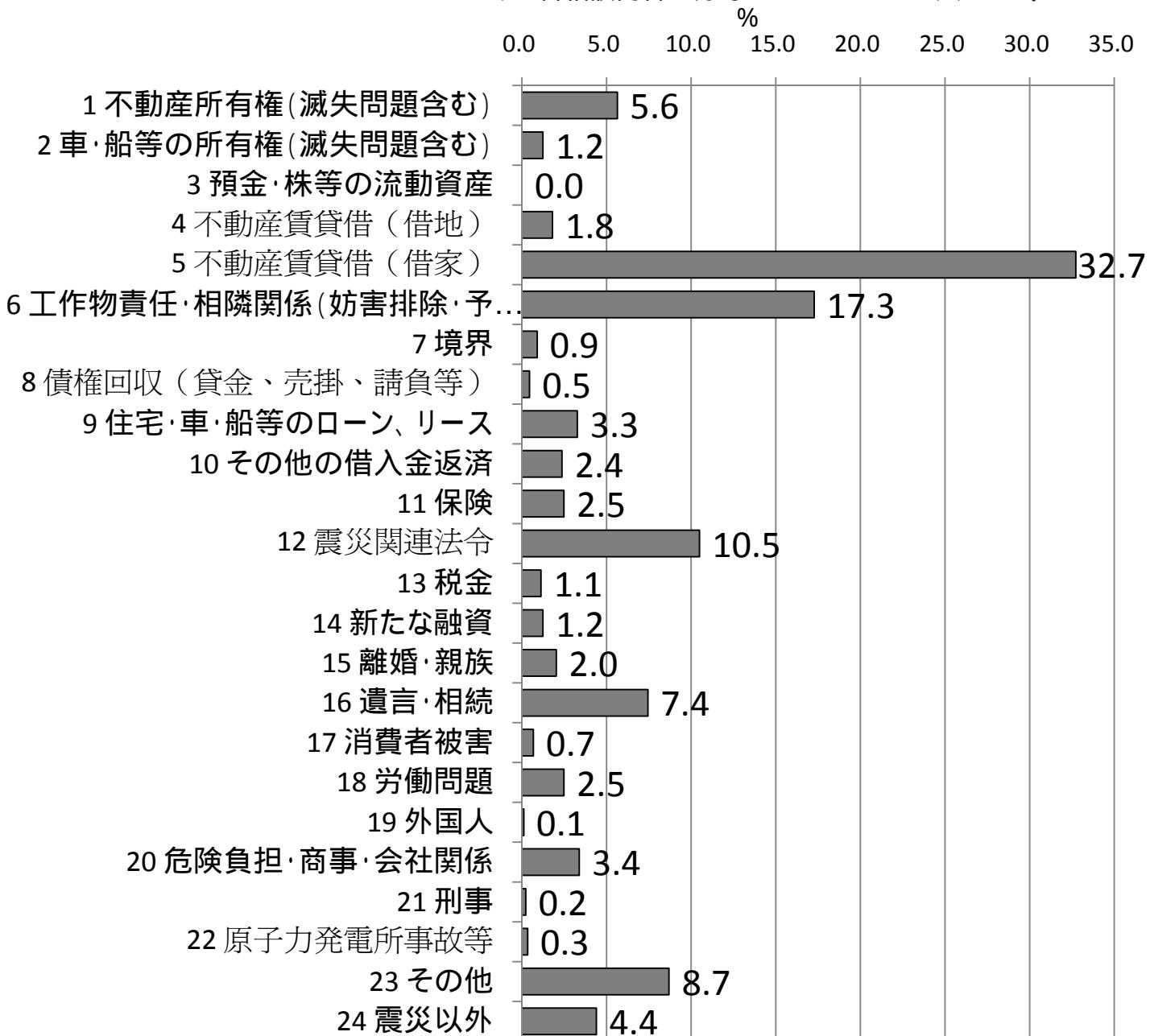


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「仙台市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-1-2)
被災当時の住所地が宮城県仙台市青葉区の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ886人である。

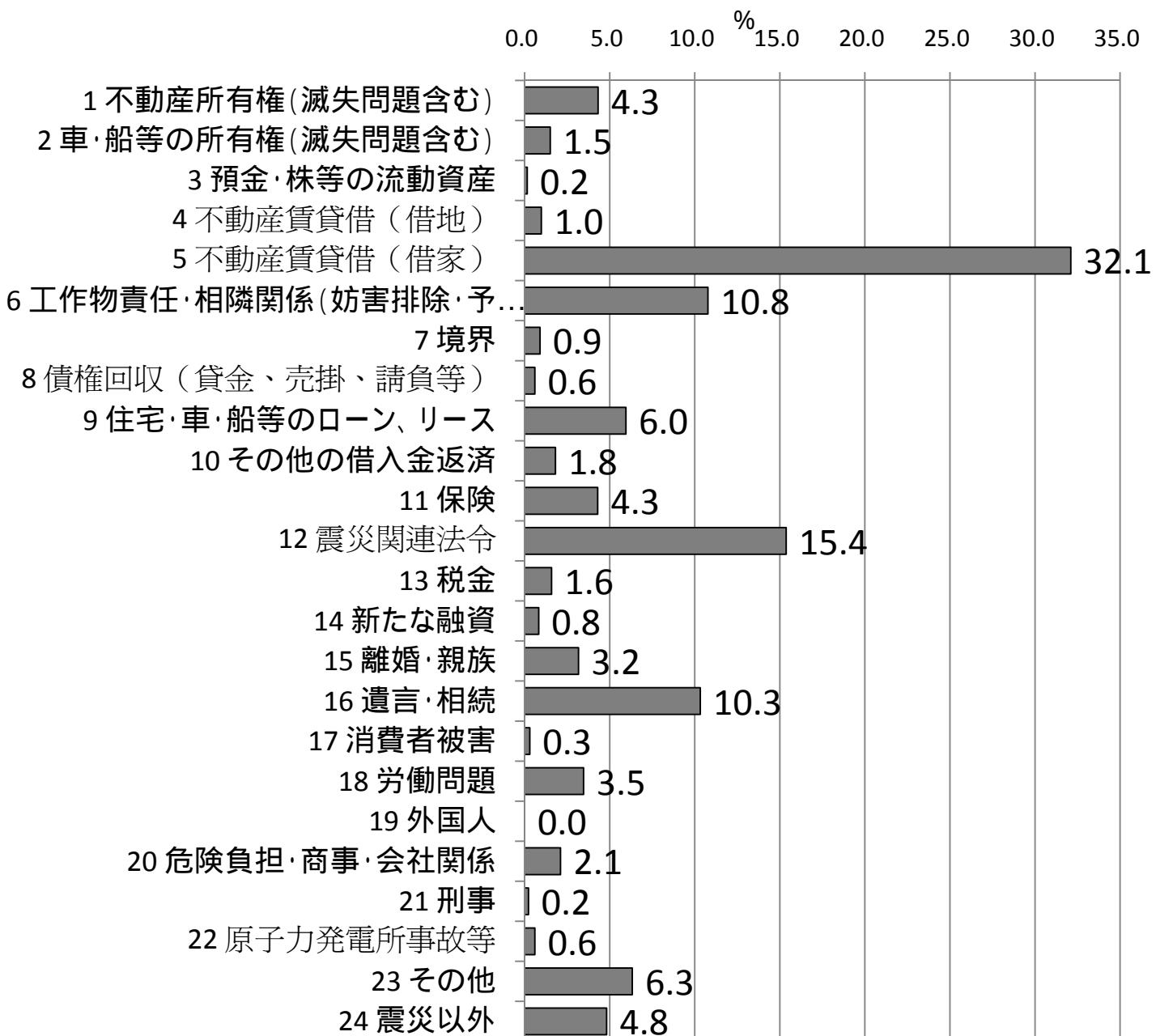


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「仙台市青葉区」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-1-3)
被災当時の住所地が宮城県仙台市宮城野区の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ1327人である。

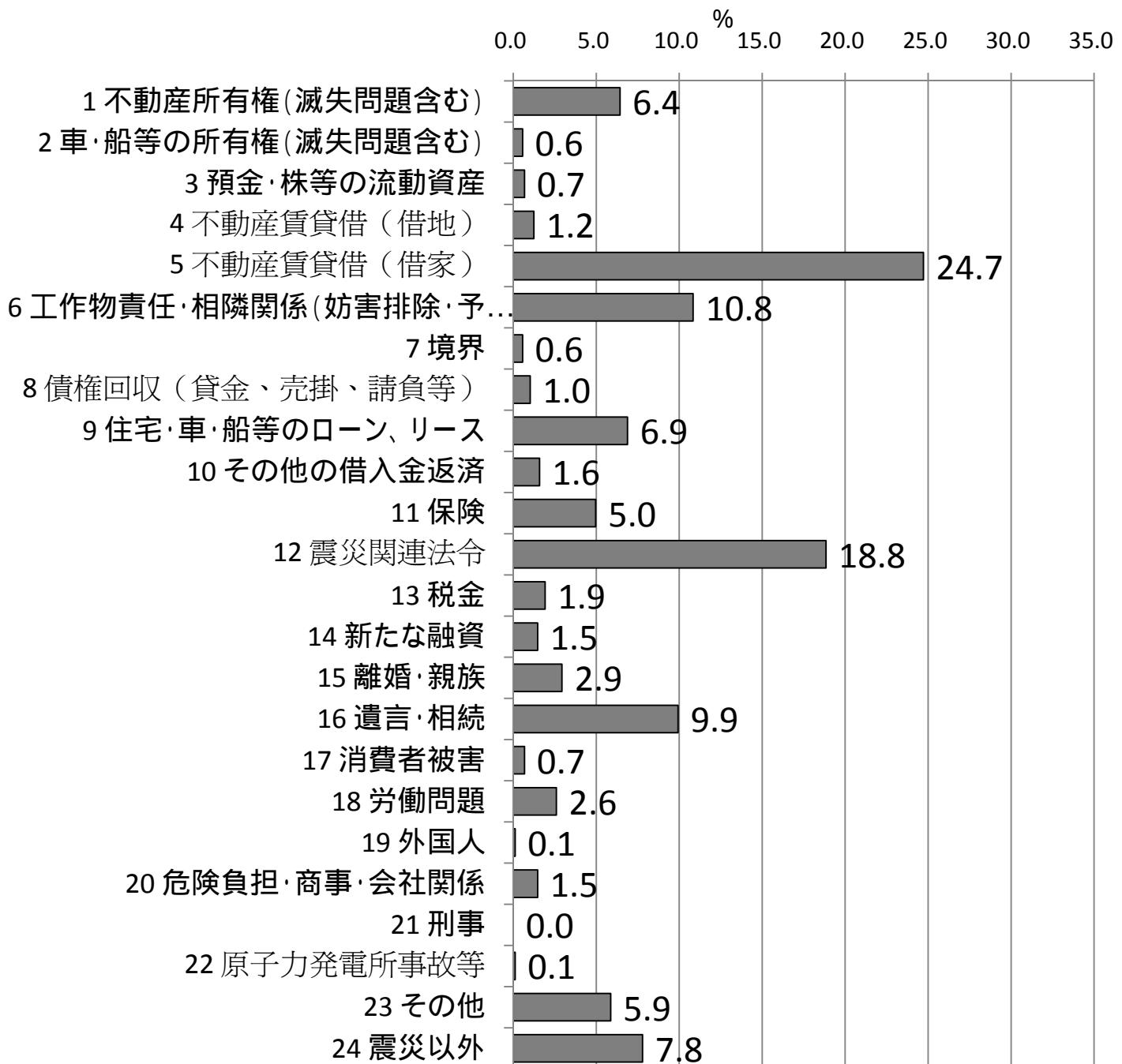


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「仙台市宮城野区」である事例を
母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-1-4)
被災当時の住所地が宮城県仙台市若林区の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ886人である。

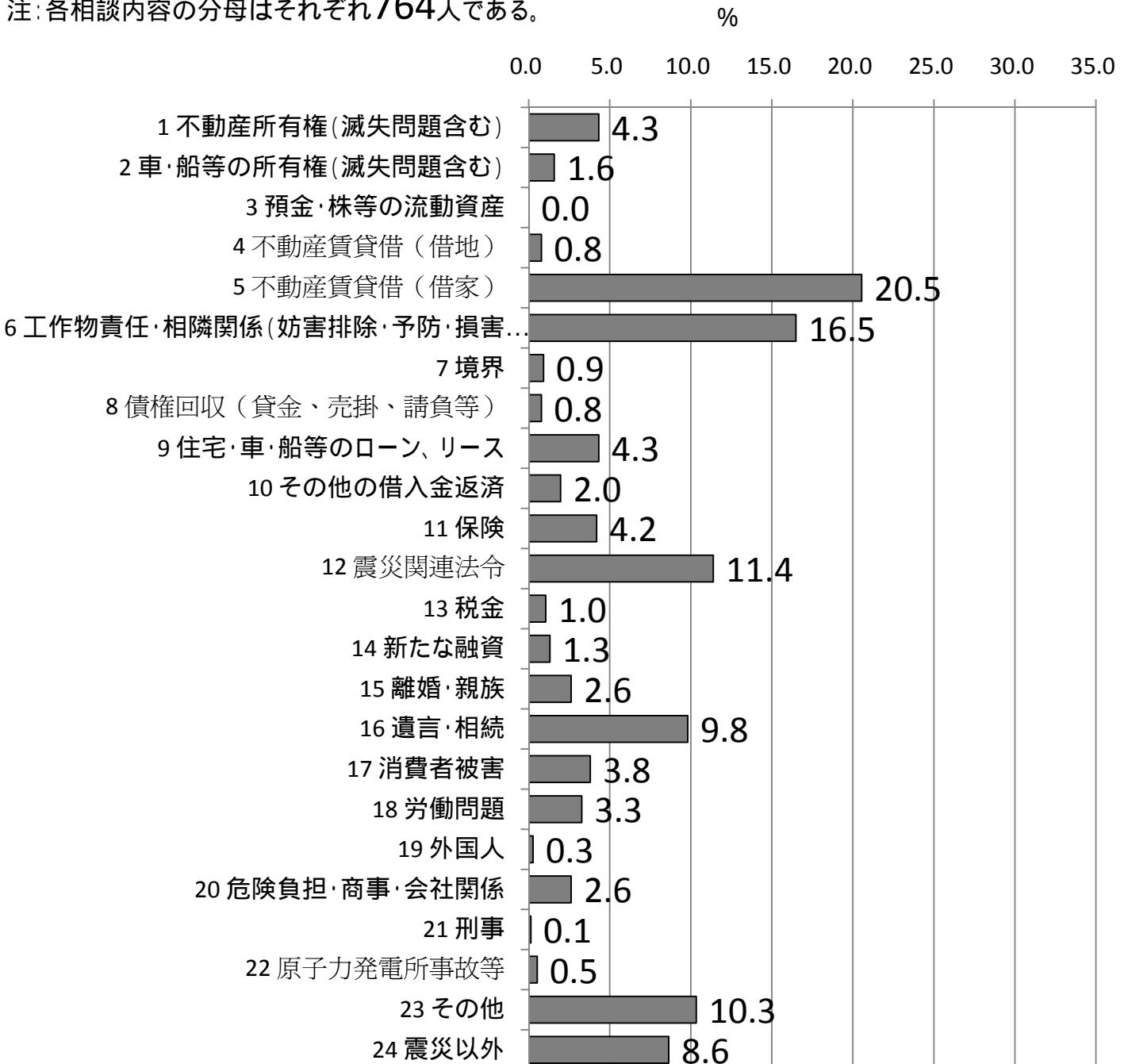


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「仙台市若林区」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-1-5)
被災当時の住所地が宮城県仙台市太白区の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ764人である。

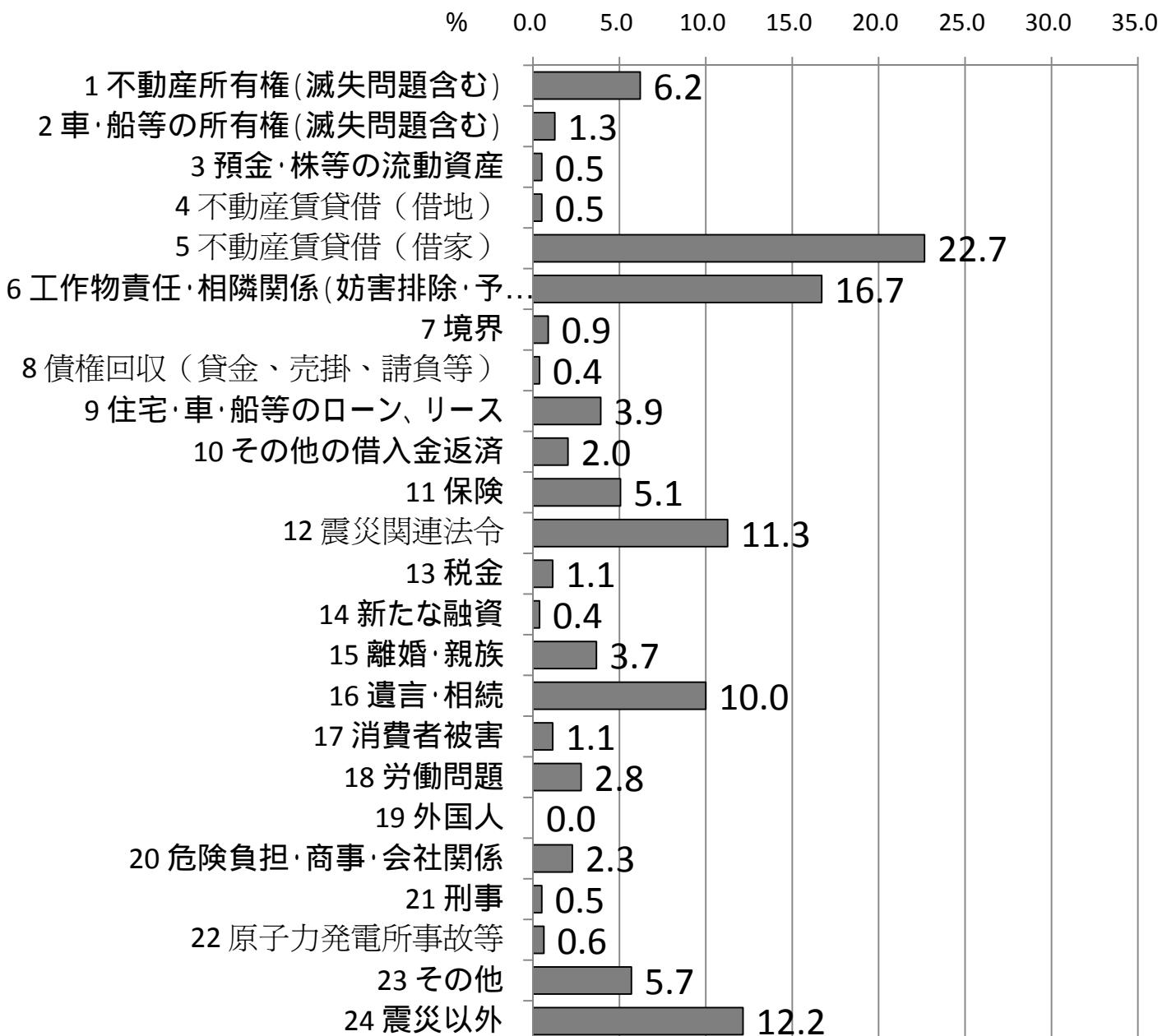


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「仙台市太白区」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-1-6)
被災当時の住所地が宮城県仙台市泉区の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ790人である。

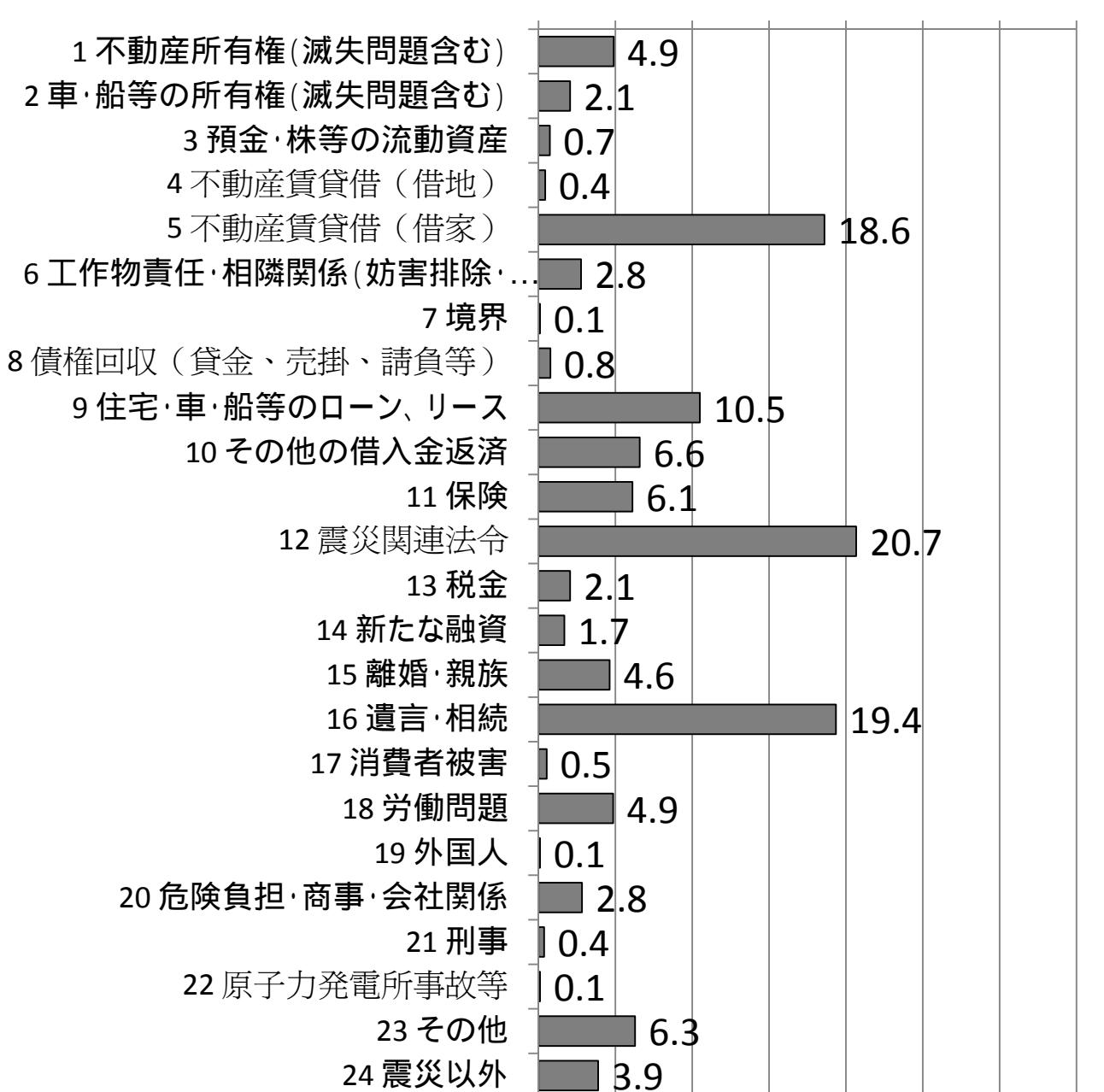


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「仙台市泉区」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-2)
被災当時の住所地が宮城県石巻市の相談事例

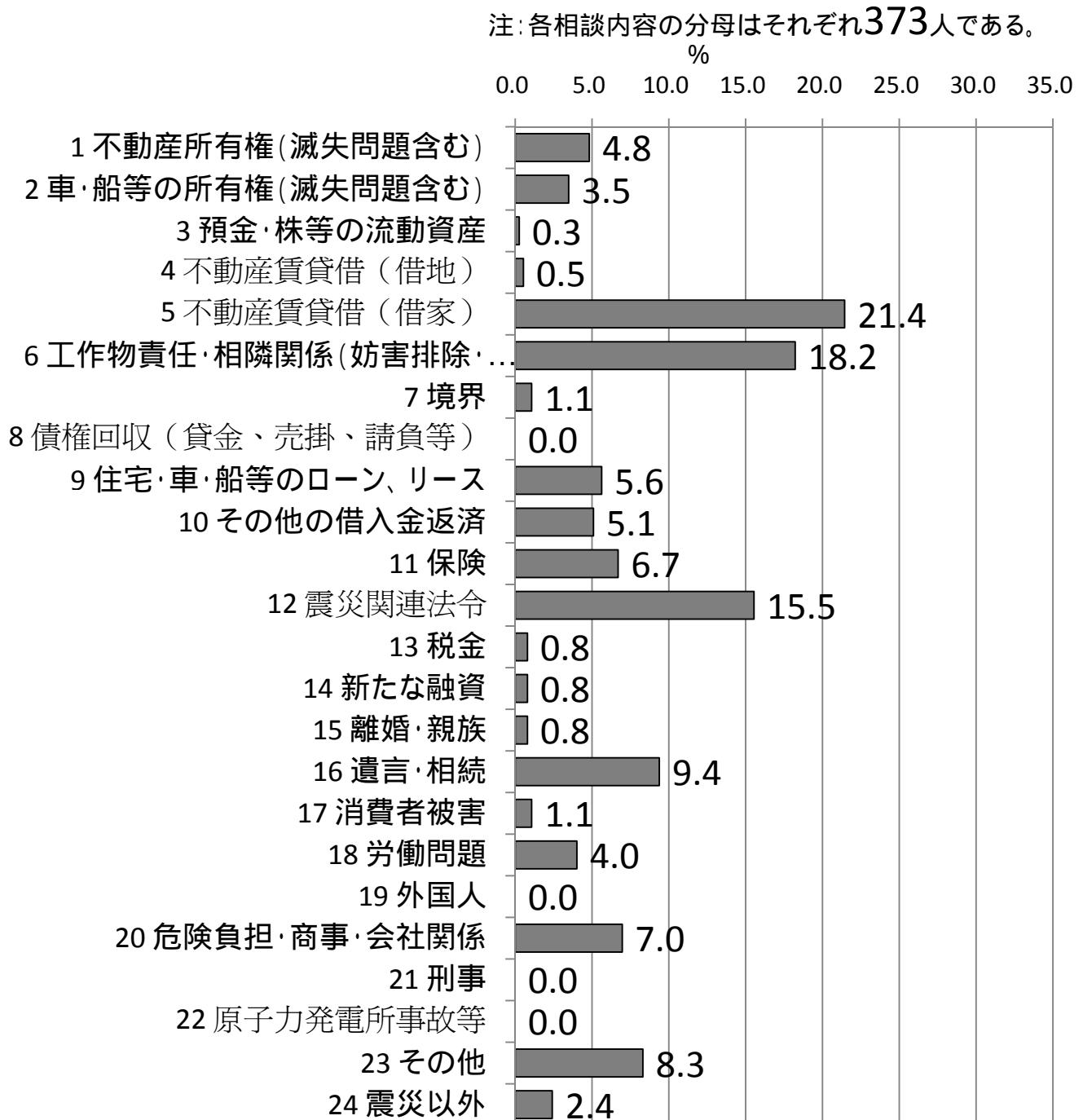
注:各相談内容の分母はそれぞれ2961人である。
%



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「石巻市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-3)
被災当時の住所地が宮城県塩竈市の相談事例

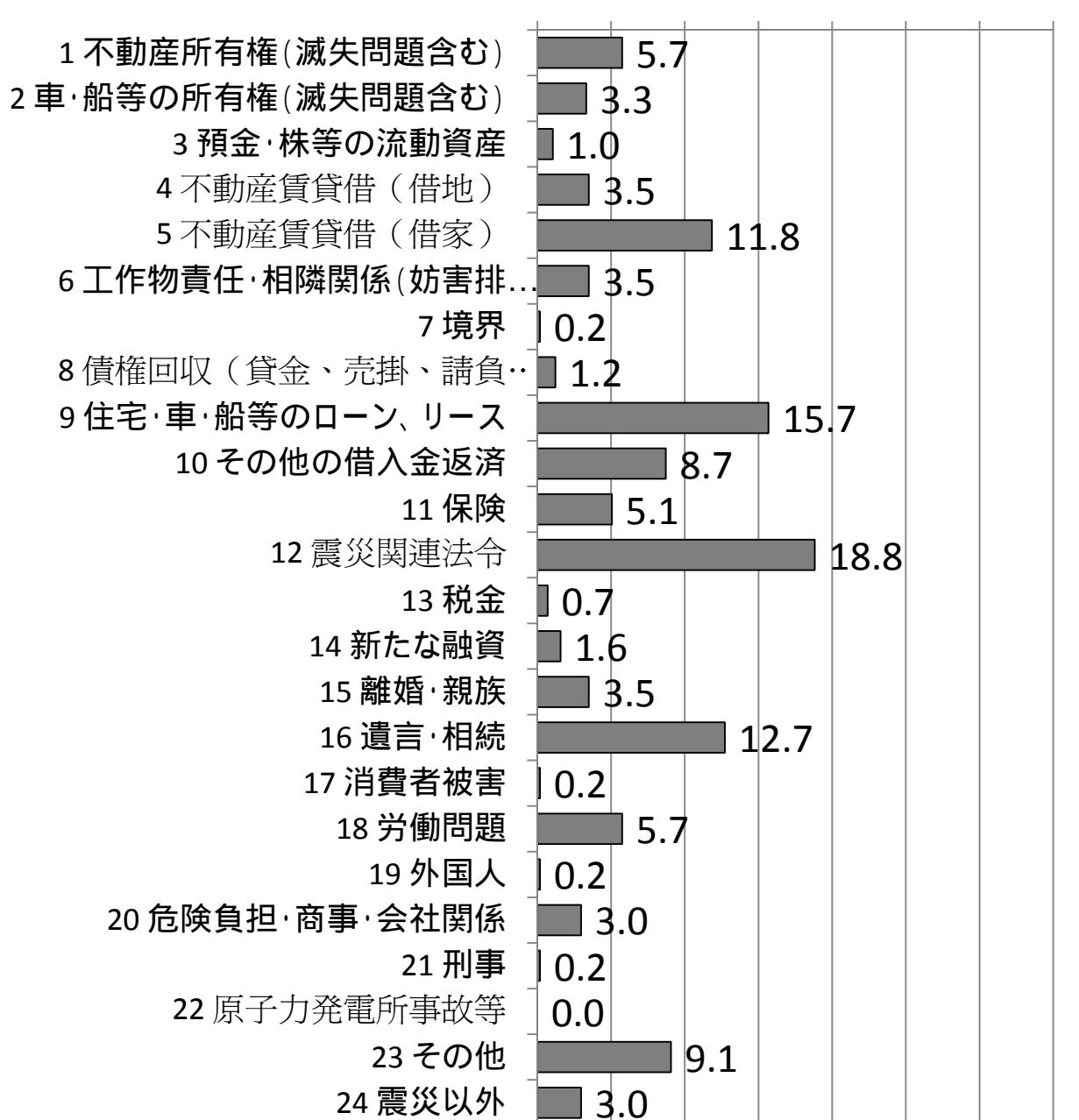


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「塩竈市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-4)
被災当時の住所地が気仙沼市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ574人である。
%

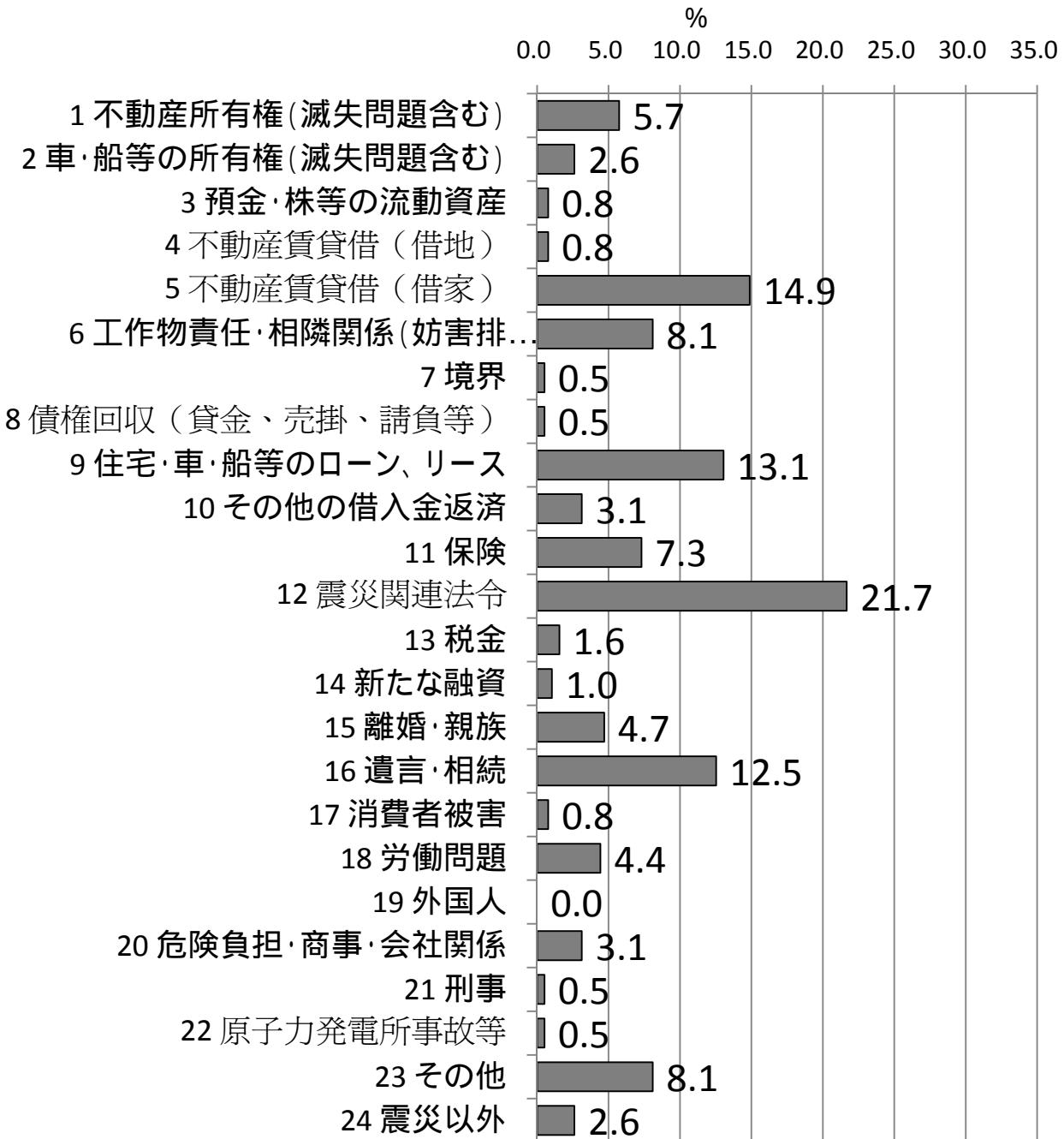


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「気仙沼市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-5)
被災当時の住所地が宮城県名取市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ383人である。

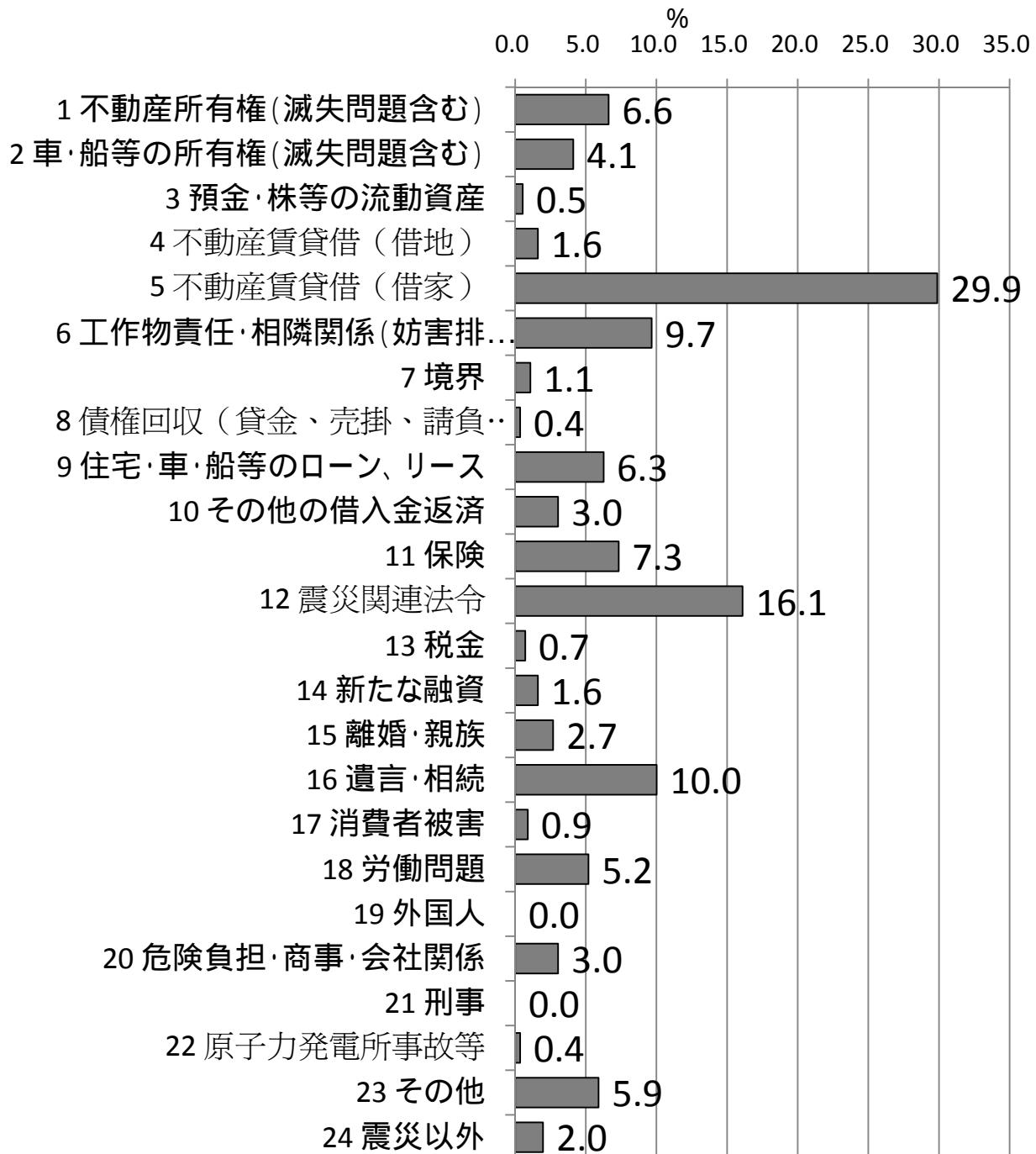


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「名取市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-6)
被災当時の住所地が宮城県多賀城市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ559人である。

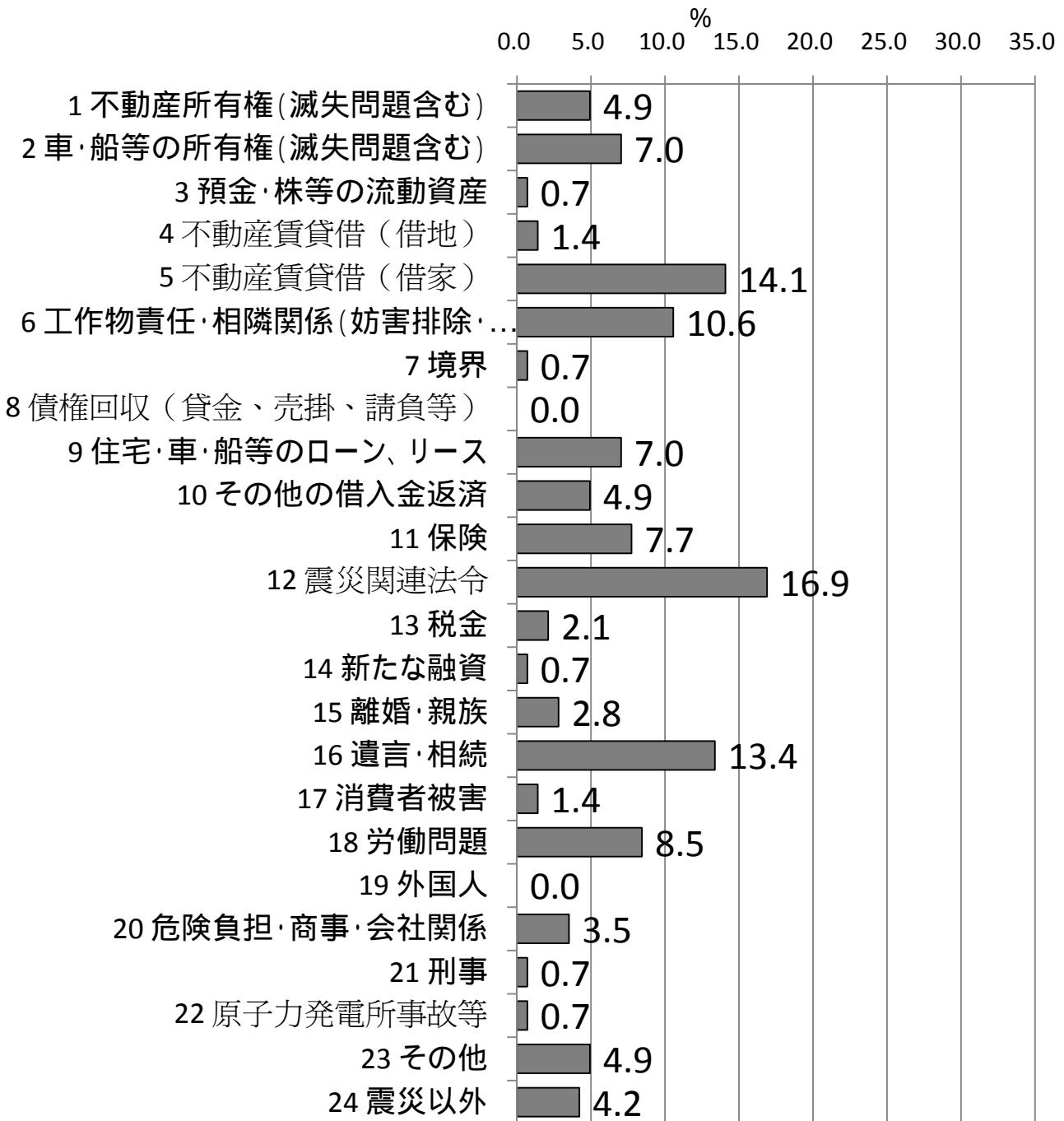


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「多賀城市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-7)
被災当時の住所地が宮城県岩沼市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ142人である。



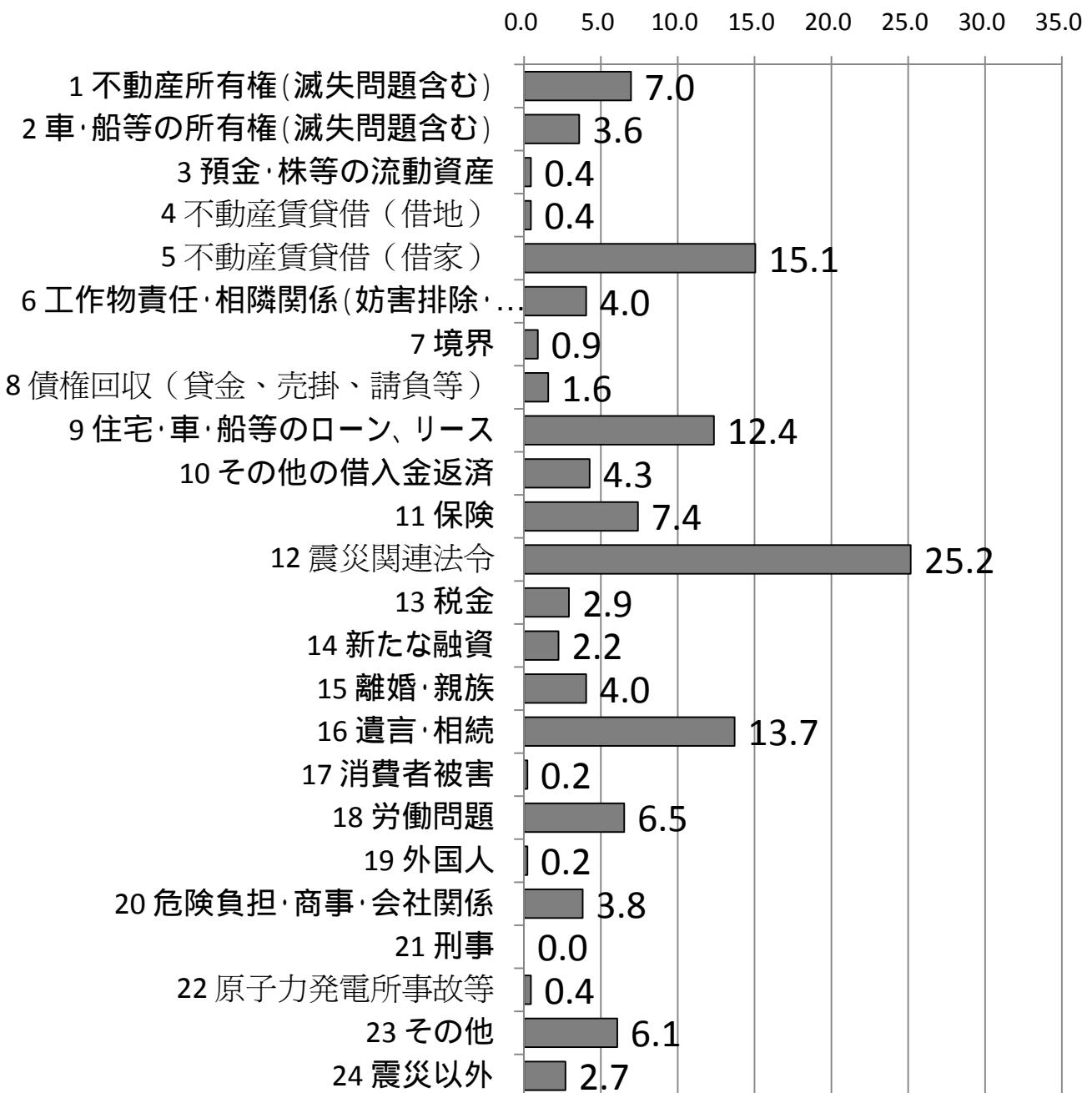
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「岩沼市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-8)
被災当時の住所地が宮城県東松島市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ445人である。

%

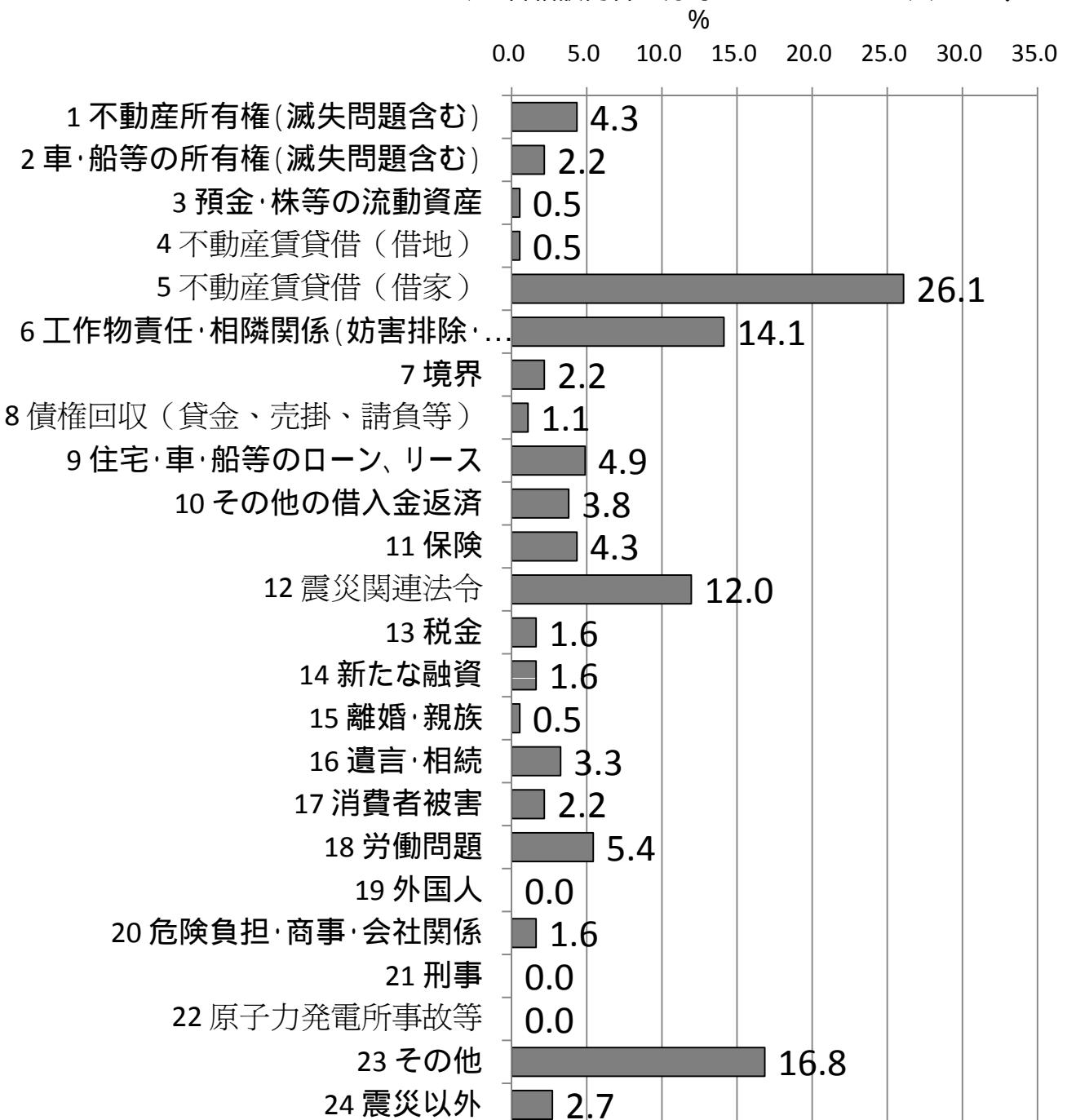


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「東松島市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-9)
被災当時の住所地が宮城県大崎市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ184人である。

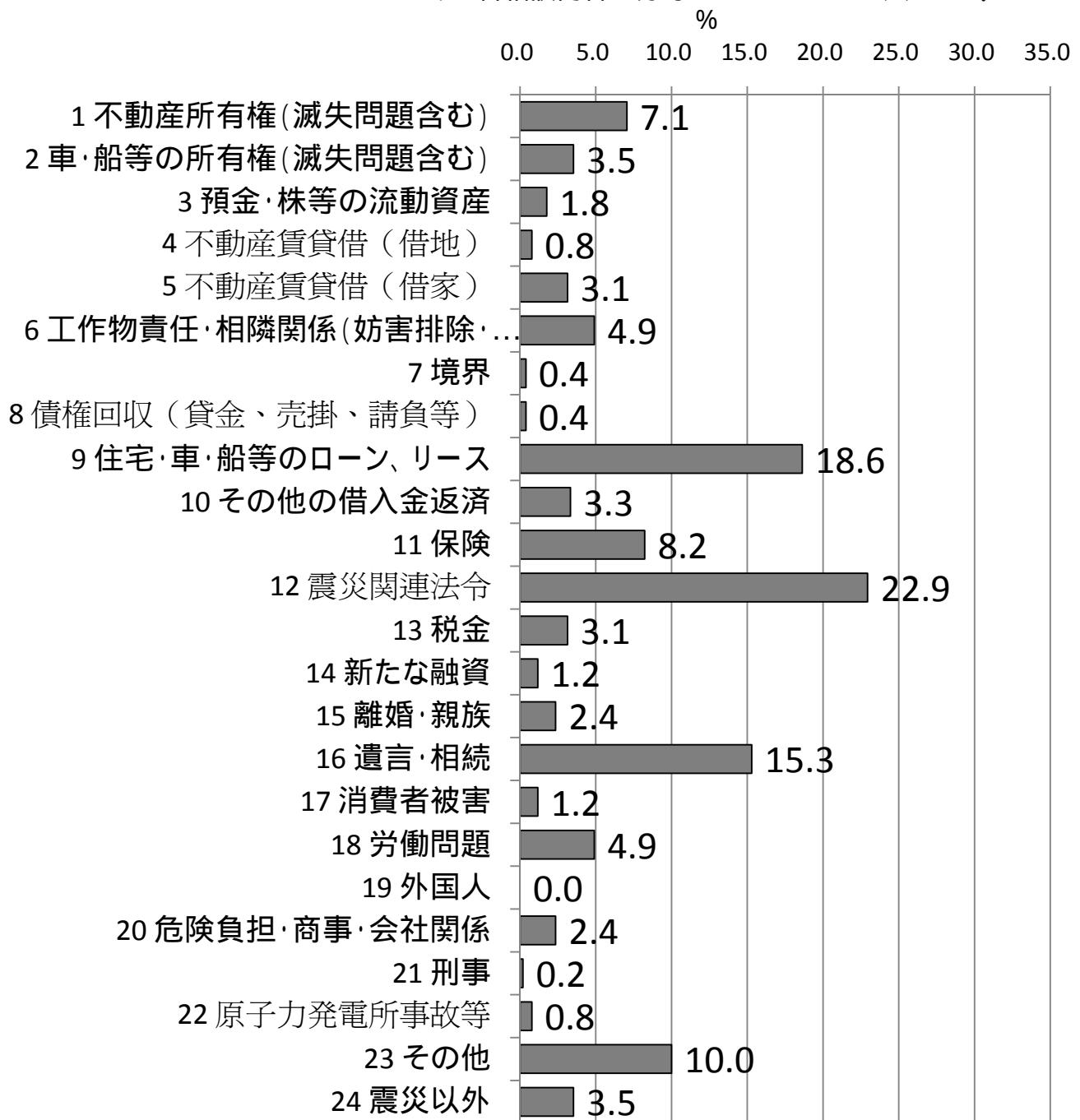


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「大崎市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-10)
被災当時の住所地が宮城県亘理郡の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ510人である。

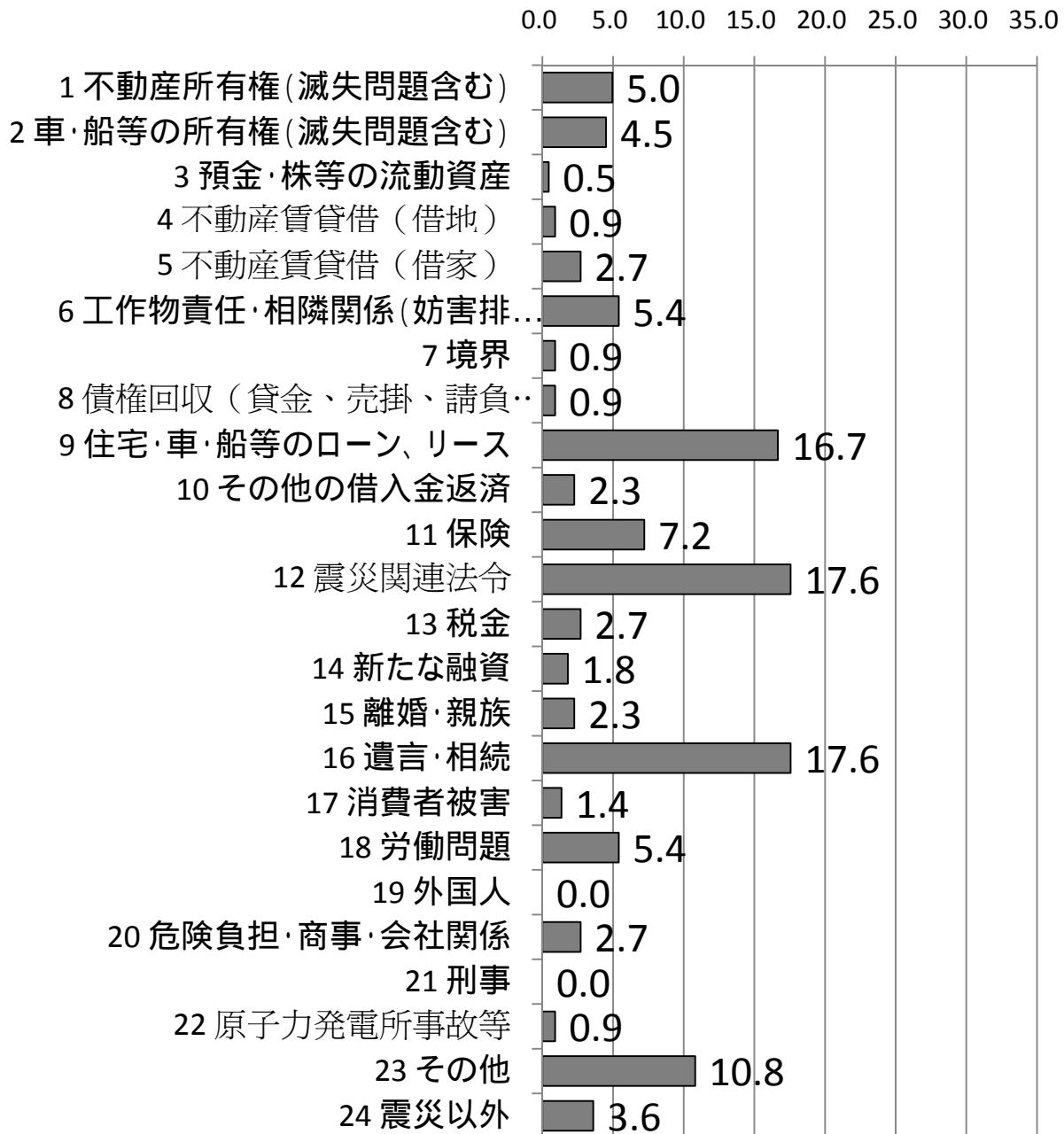


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「亘理郡」(亘理郡とだけ判明している事例に、亘理町、山元町を加えたもの)である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-11)
被災当時の住所地が宮城県亘理町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ222人である。

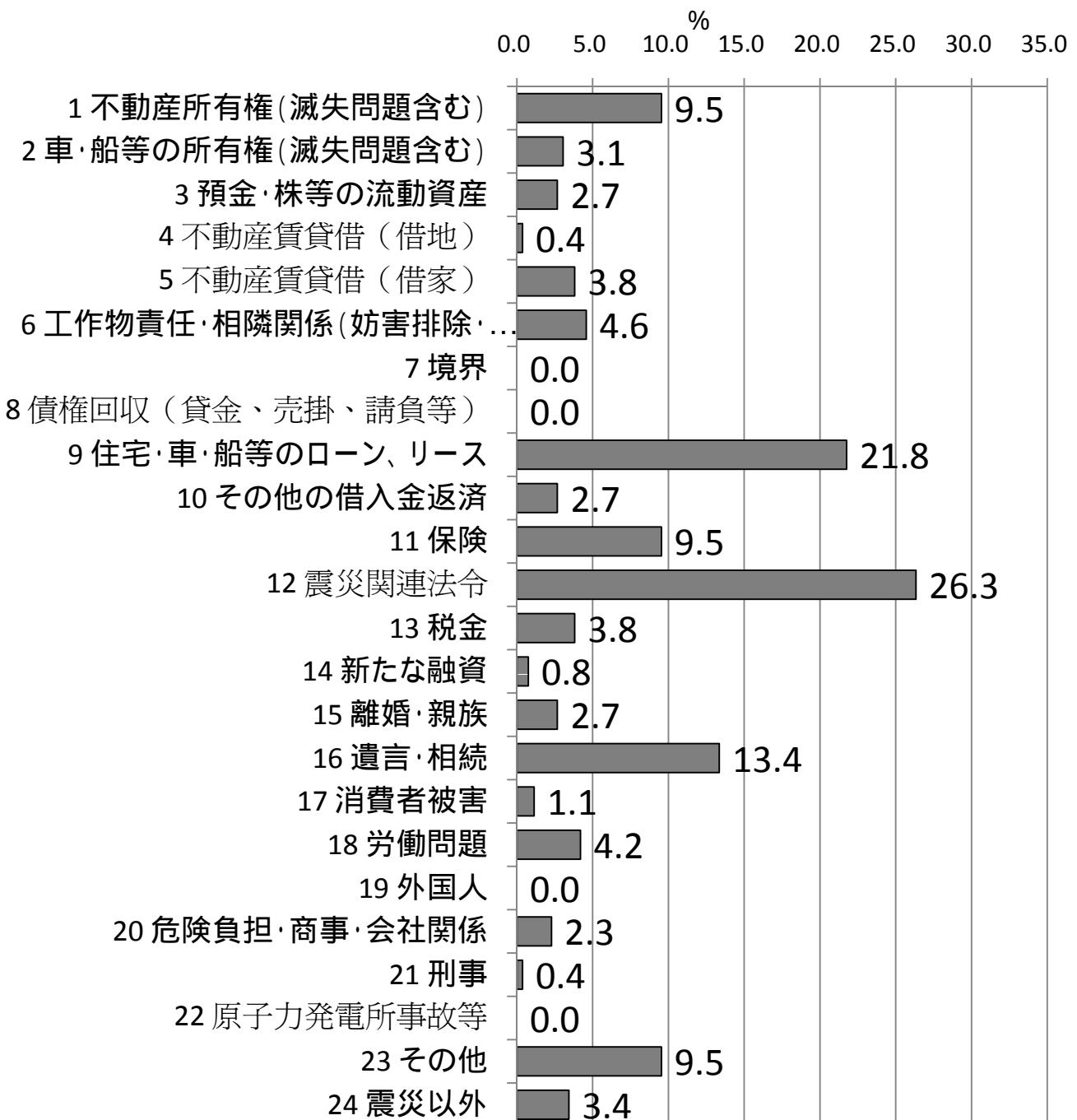


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「亘理町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-12)
被災当時の住所地が宮城県山元町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ262人である。

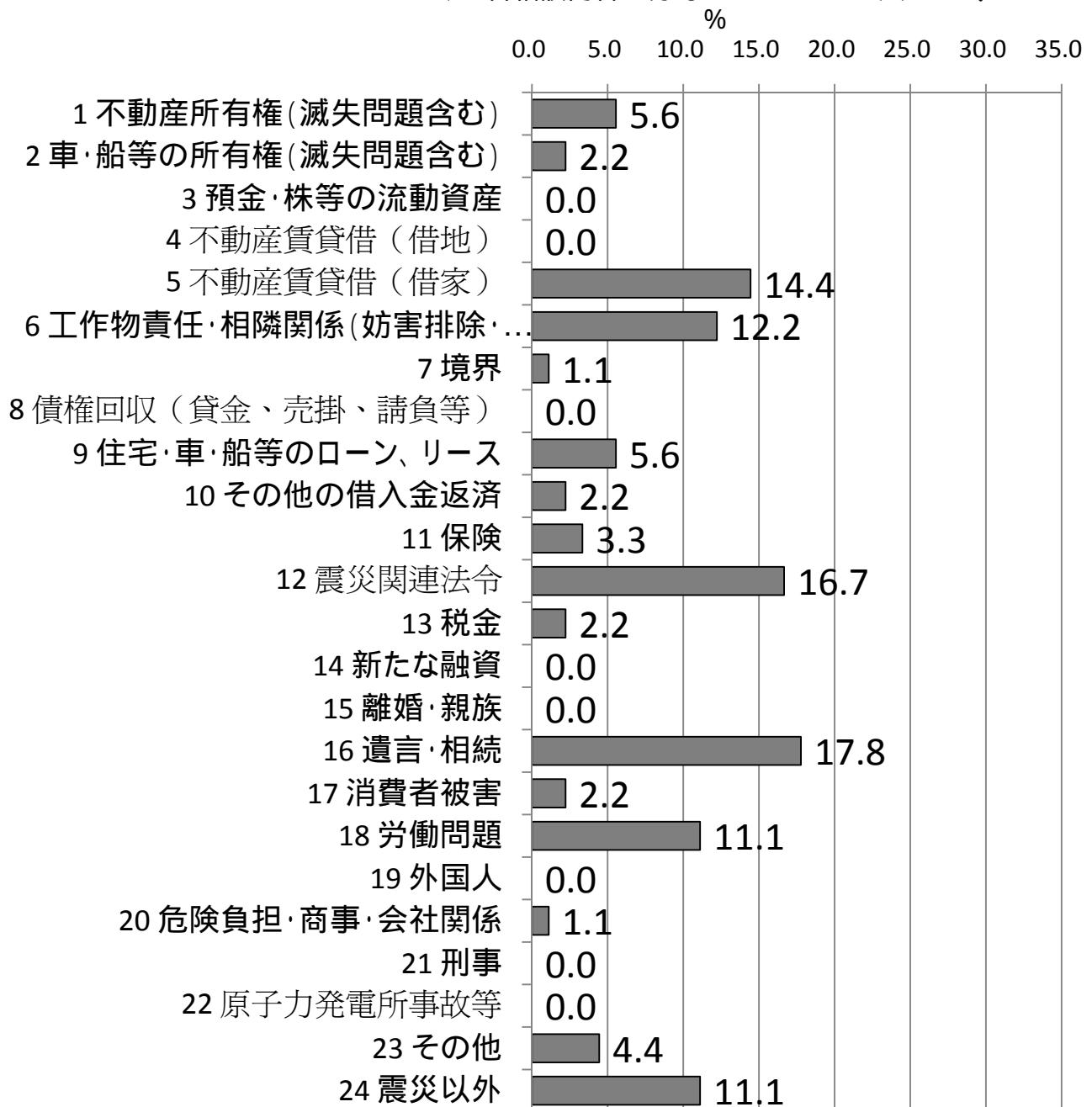


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「山元町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-13)
被災当時の住所地が宮城県松島町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ90人である。

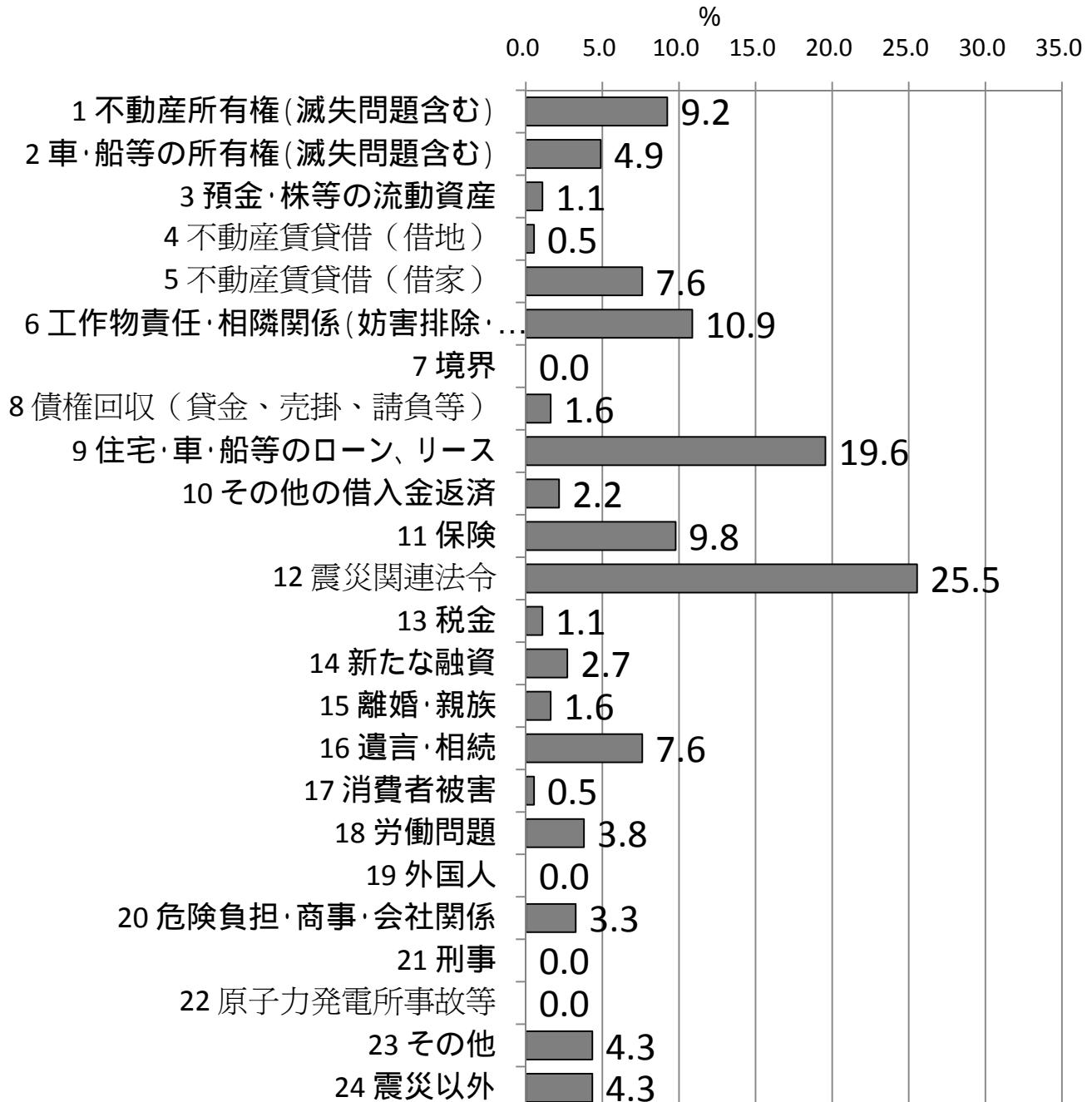


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「松島町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-14)
被災当時の住所地が宮城県七ヶ浜町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ184人である。

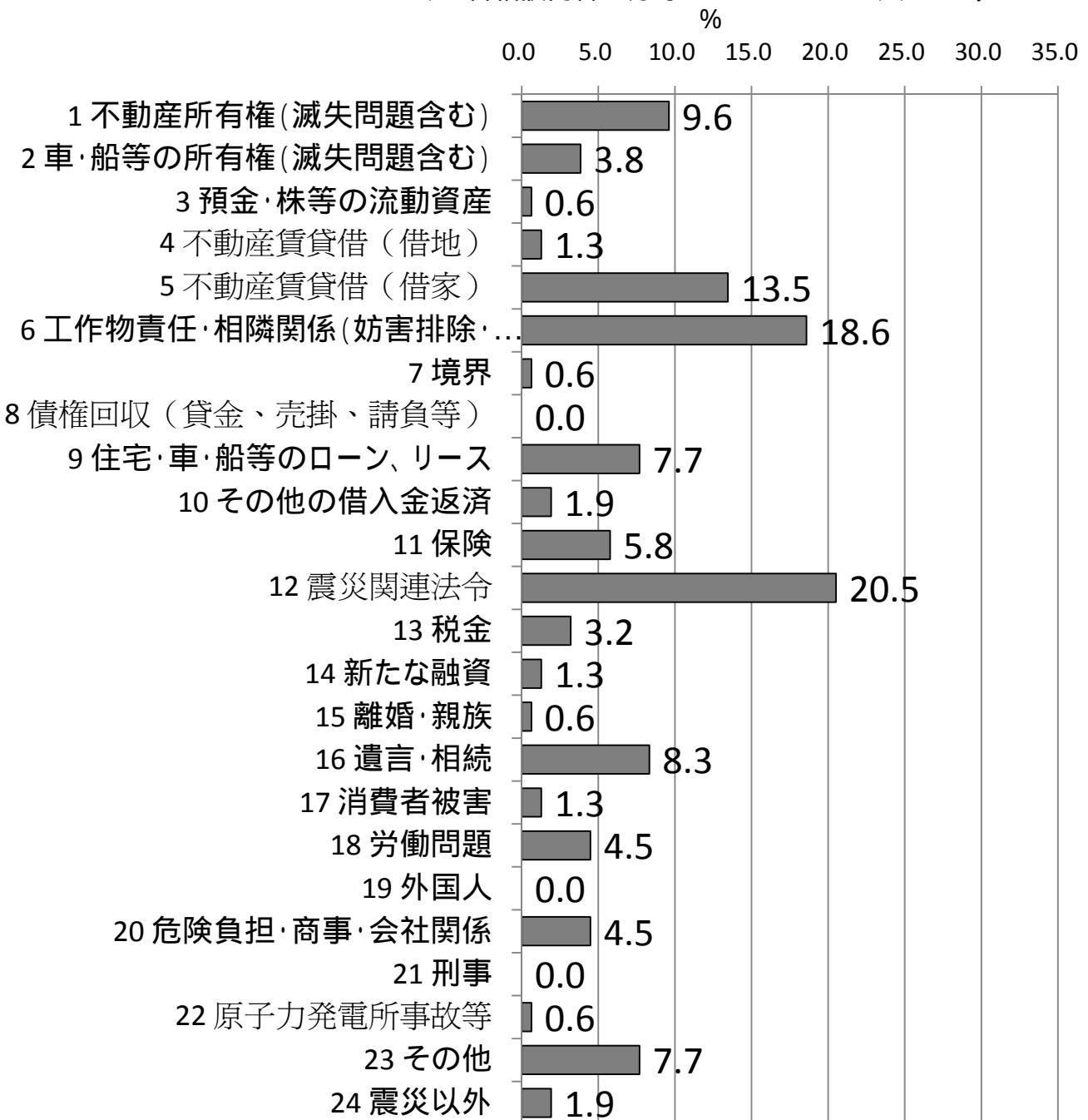


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「七ヶ浜町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-15)
被災当時の住所地が宮城県利府町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ156人である。

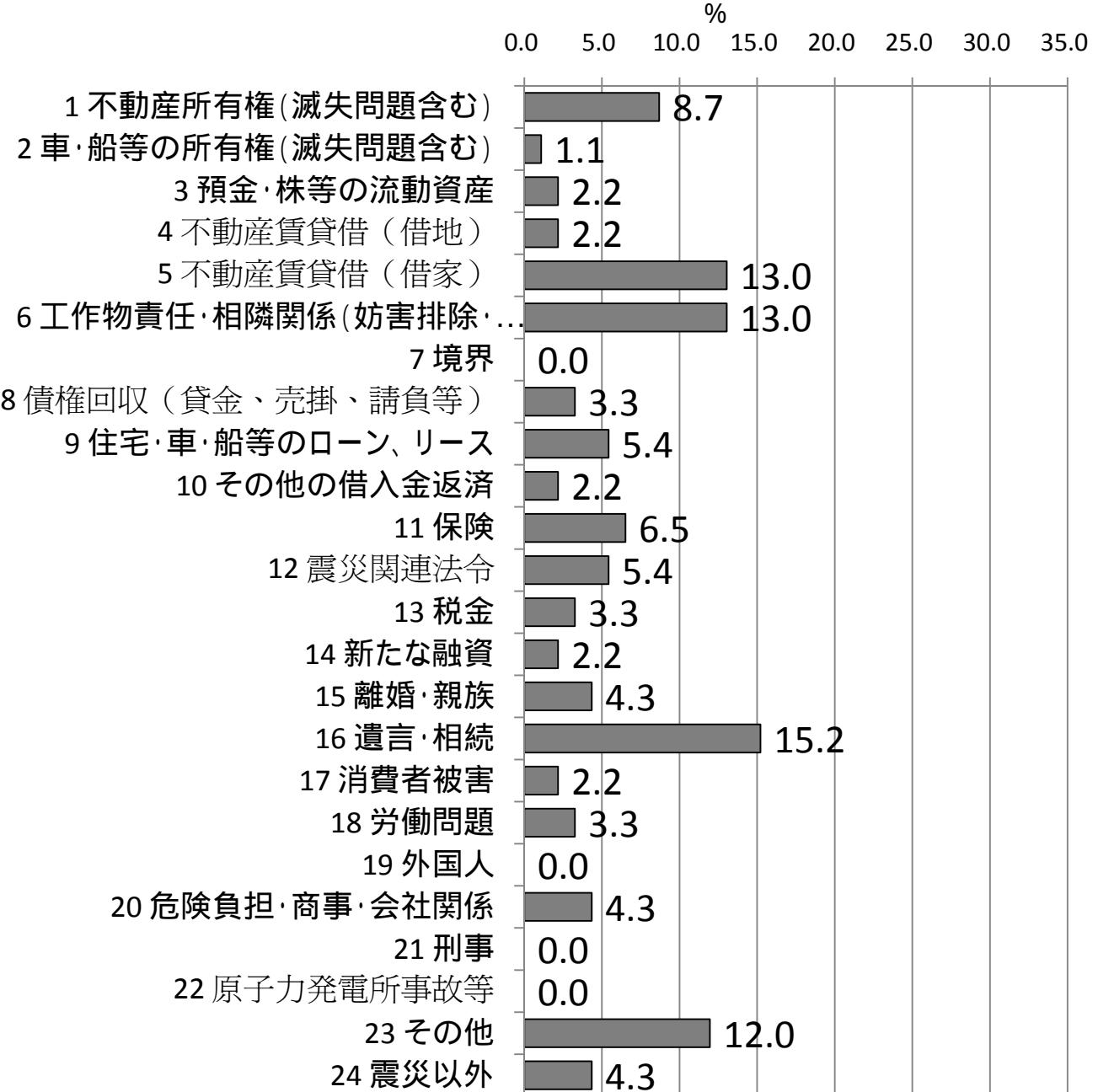


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「利府町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-16)
被災当時の住所地が宮城県富谷町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ92人である。

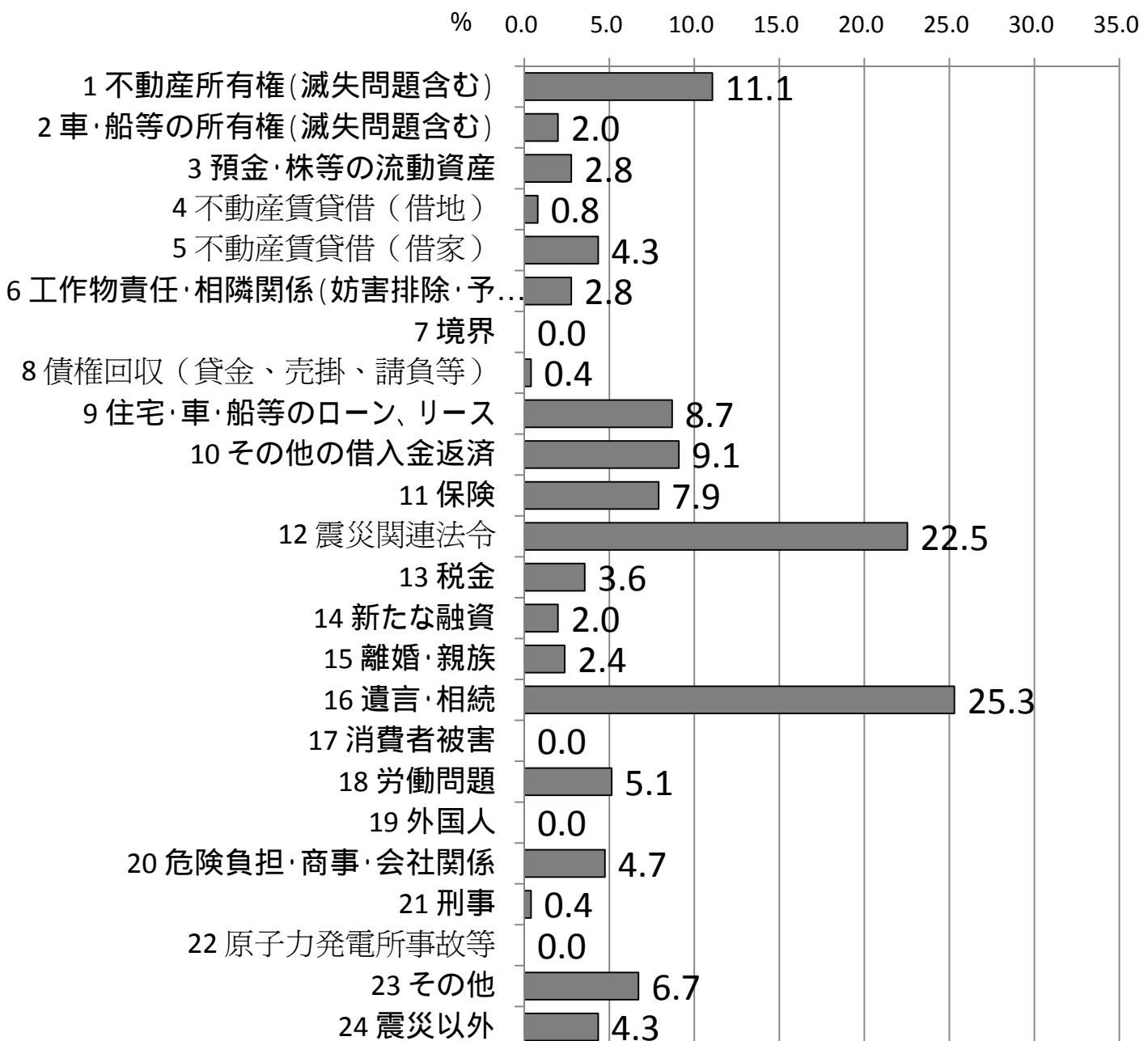


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「富谷町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-17)
被災当時の住所地が宮城県女川町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ253人である。

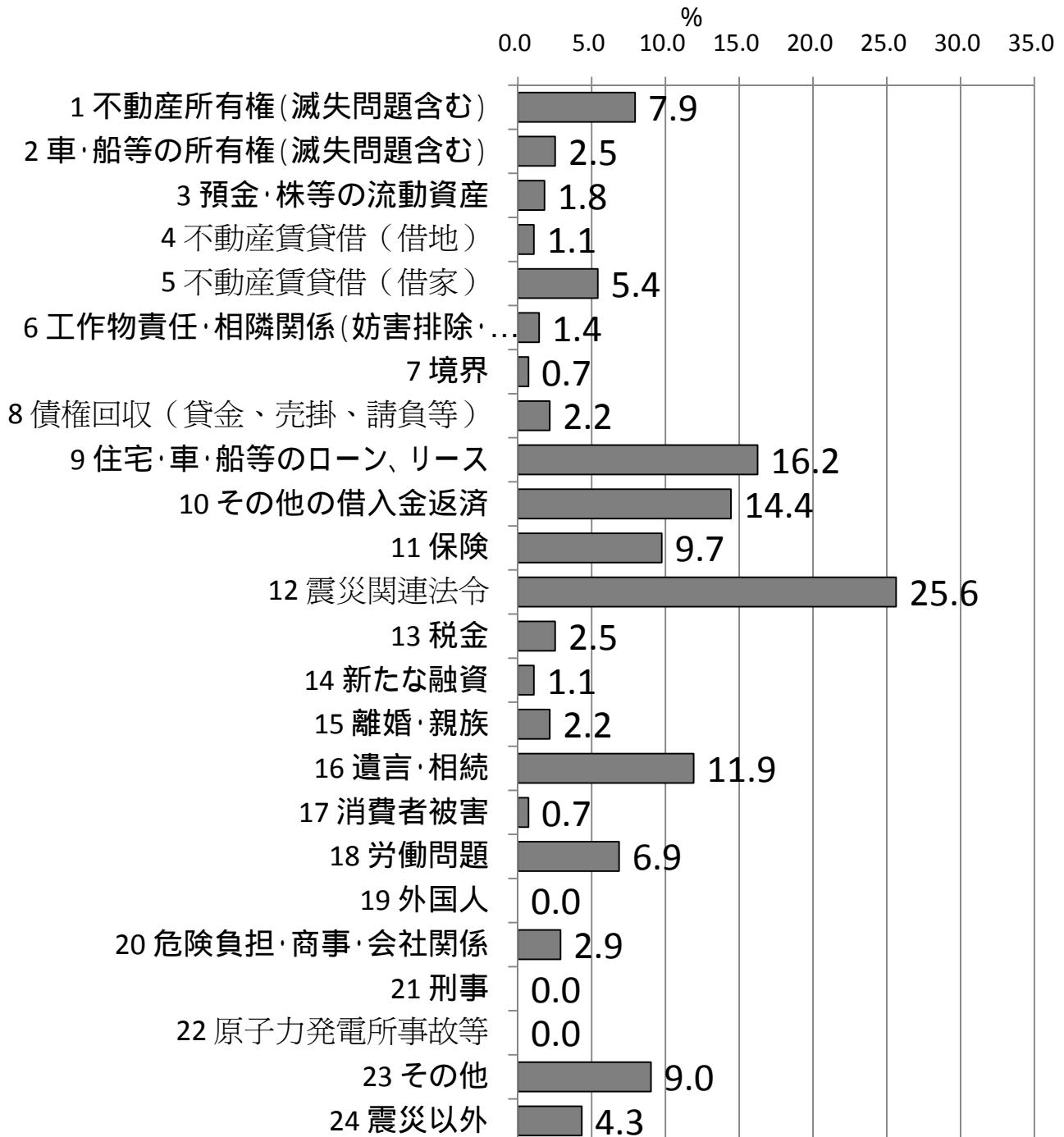


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「女川町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-18)
被災当時の住所地が宮城県南三陸町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ277人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「南三陸町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

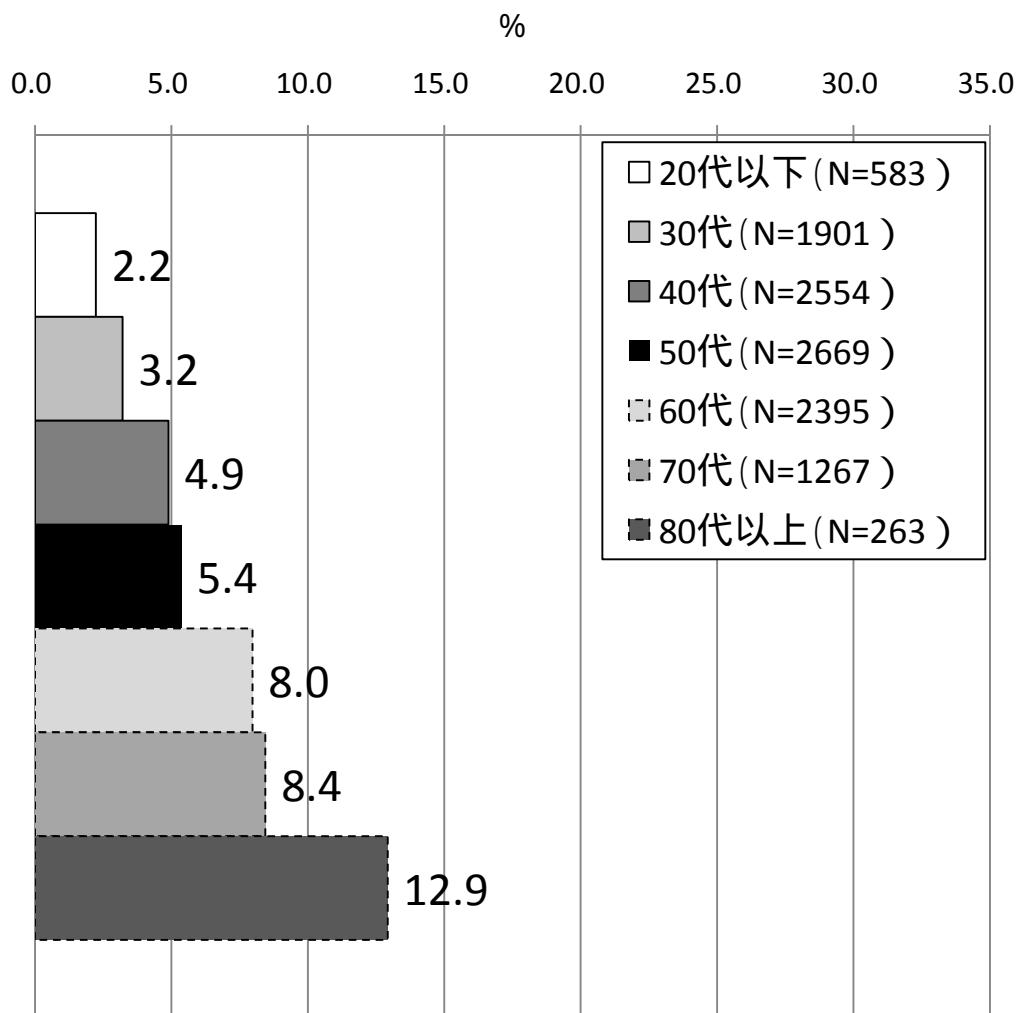
(図3-5)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(全相談類型別の年代分布表)

	20代以下 (N=583)	30代 (N=1901)	40代 (N=2554)	50代 (N=2669)	60代 (N=2395)	70代 (N=1267)	80代以 上 (N=263)
1 不動産所有権(滅失問題含む)	2.2	3.2	4.9	5.4	8.0	8.4	12.9
2 車・船等の所有権(滅失問題含む)	3.8	2.9	1.9	1.9	1.8	1.8	0.0
3 預金・株等の流動資産	0.3	0.3	0.4	0.8	0.6	1.1	1.1
4 不動産賃貸借(借地)	0.7	0.4	0.7	1.3	1.3	1.1	1.1
5 不動産賃貸借(借家)	30.7	24.8	19.9	19.4	20.5	18.8	19.4
6 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)	3.1	6.8	7.4	8.5	10.9	16.6	17.9
7 境界	0.2	0.5	0.2	0.6	0.8	0.9	1.9
8 債権回収(貸金、売掛、請負等)	0.2	0.5	0.7	0.6	1.1	0.8	1.9
9 住宅・車・船等のローン、リース	7.4	9.3	10.1	9.7	7.5	3.9	3.8
10 その他の借入金返済	4.3	4.9	5.0	4.9	4.0	2.4	0.8
11 保険	3.1	5.2	5.6	5.5	6.6	5.7	8.0
12 震災関連法令	13.4	15.0	16.9	17.0	18.2	19.1	14.4
13 税金	0.5	1.6	1.7	2.1	1.5	2.4	2.3
14 新たな融資	1.5	1.2	1.5	1.0	0.8	1.3	0.0
15 離婚・親族	6.5	4.1	3.6	2.8	2.1	2.8	3.0
16 遺言・相続	10.8	10.9	14.9	15.6	11.8	9.6	9.1
17 消費者被害	0.7	0.5	1.4	0.9	0.7	0.9	0.8
18 労働問題	11.1	6.4	5.6	5.3	2.4	1.3	0.0
19 外国人	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0
20 危険負担・商事・会社関係	2.2	2.9	3.4	3.1	2.9	1.3	0.4
21 刑事	0.5	0.2	0.2	0.1	0.3	0.2	0.0
22 原子力発電所事故等	0.3	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2	0.0
23 その他	4.8	8.4	7.5	7.2	7.0	7.5	5.7
24 震災以外	6.0	4.8	4.3	4.6	5.1	7.8	8.0

データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、全類型における相談者の年齢(年代)の分布を示した表である。

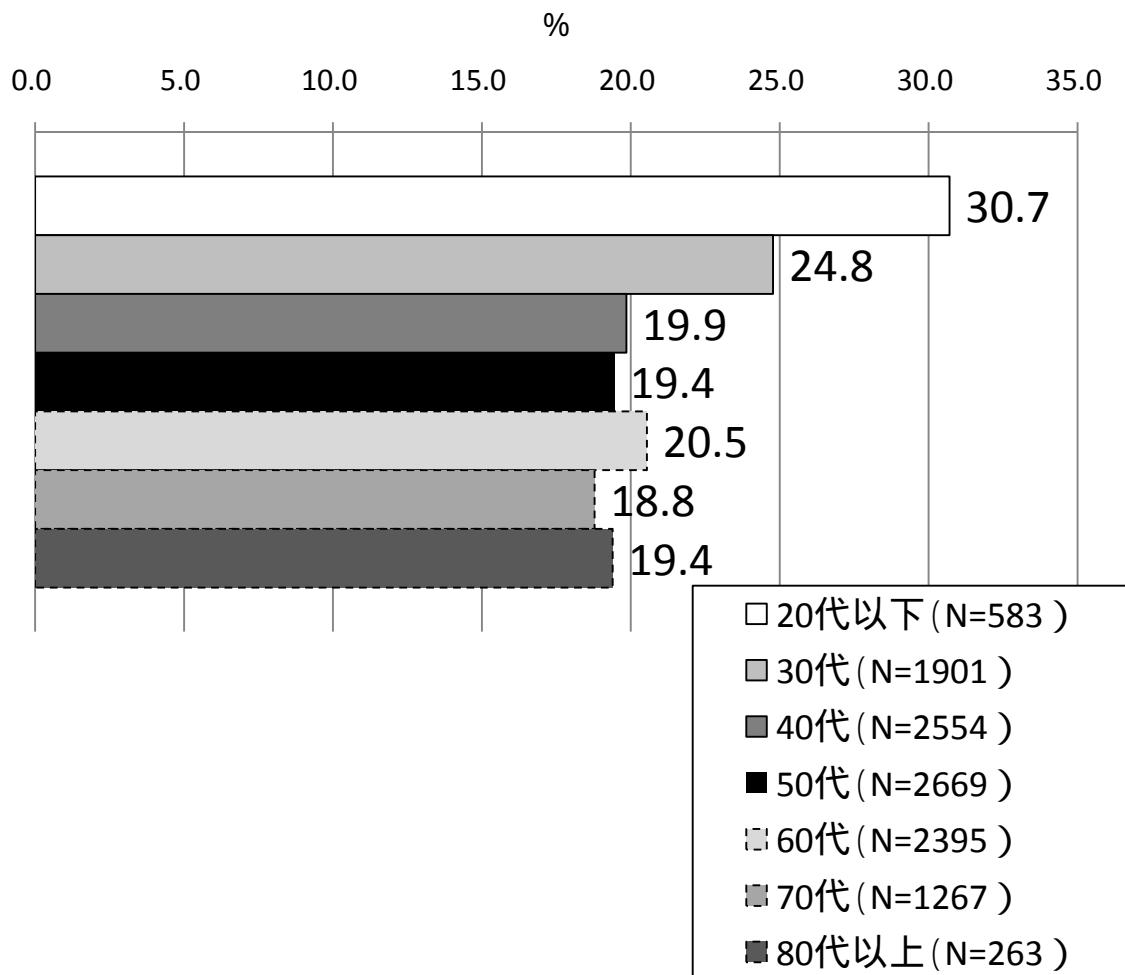
網掛けは、当該類型において最も割合の高かった年代である。

(図3-6-1)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「1不動産所有権」相談の年代別分布表)



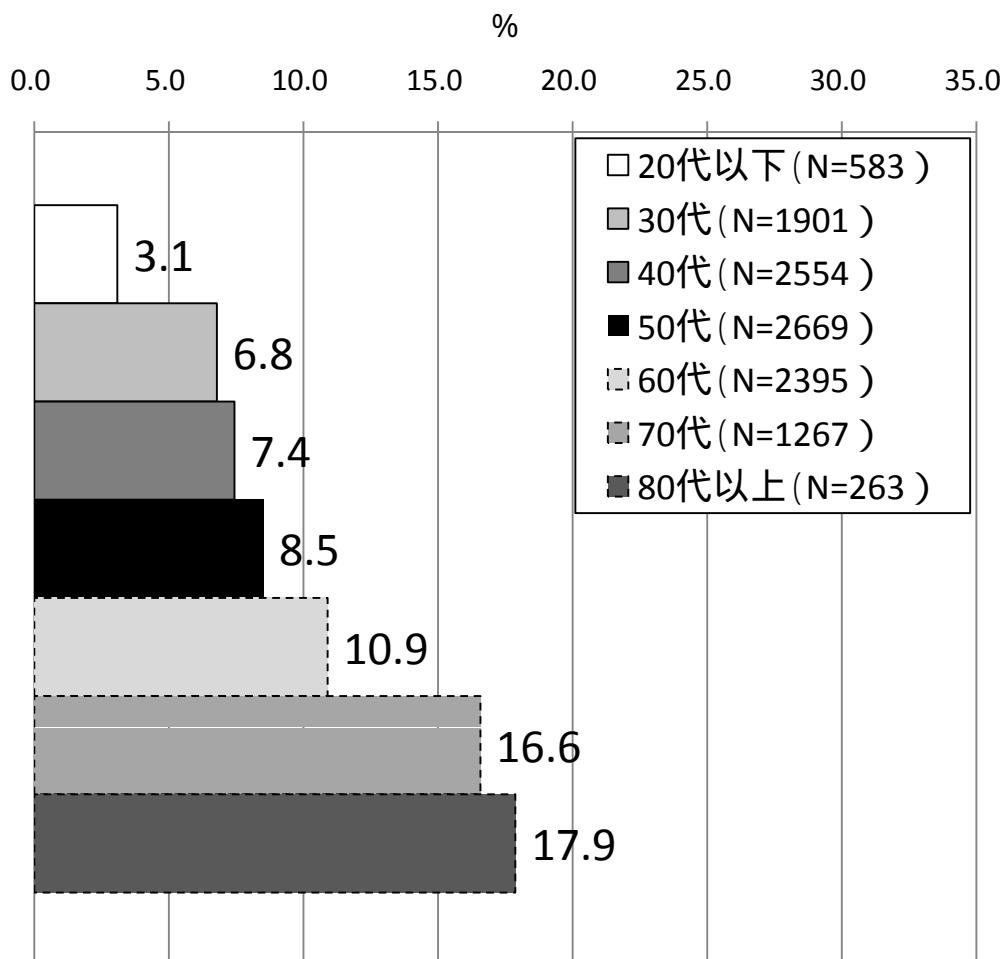
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「1不動産所有権」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-2)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「5不動産賃貸借(借家)」相談の年代別分布表)



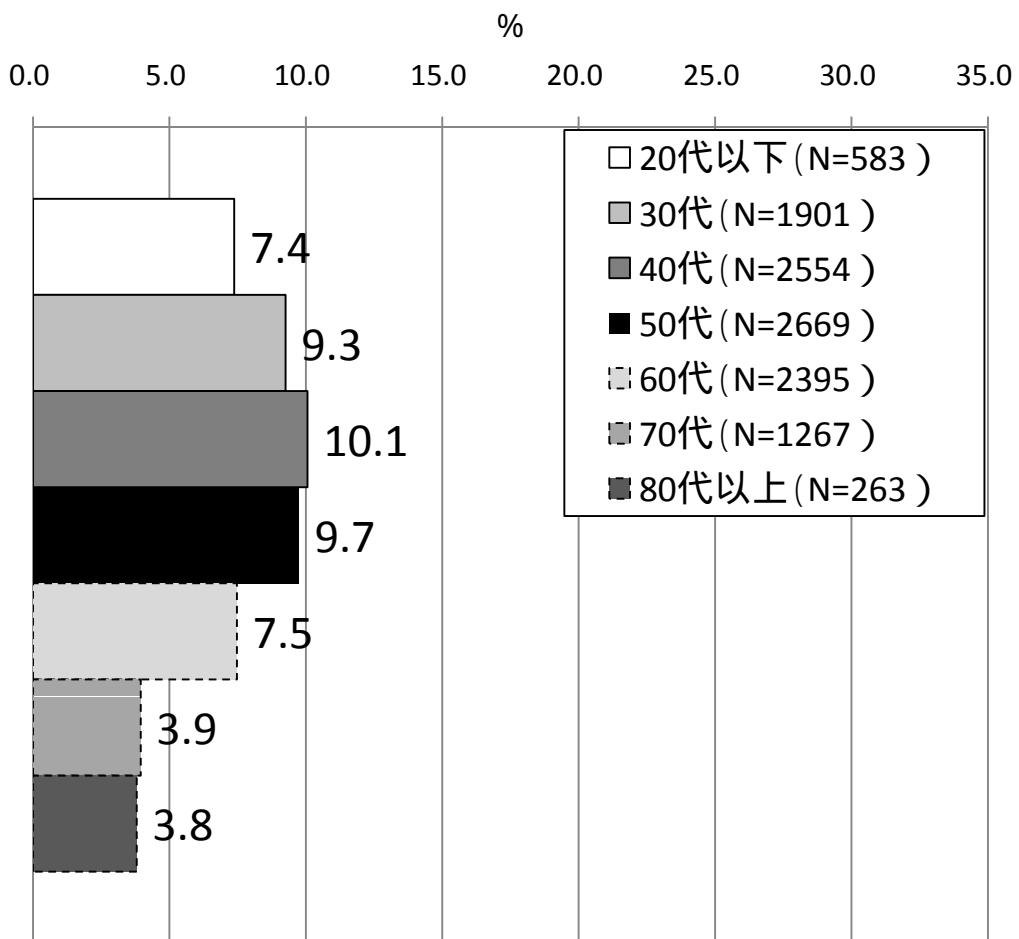
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「5不動産賃貸借(借家)」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-3)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「6工作物責任・相隣関係」相談の年代別分布表)



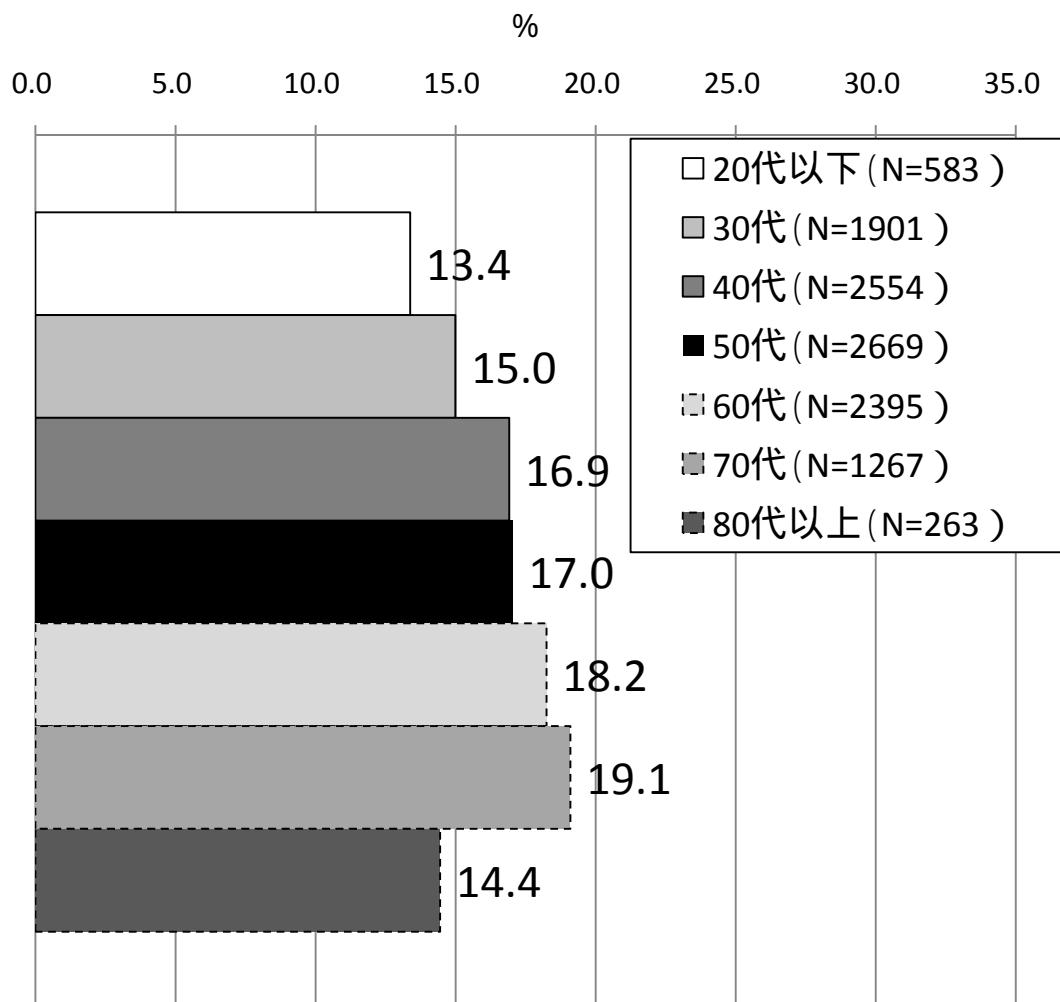
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-4)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「9住宅・車・船等のローン・リース」相談の年代別分布表)



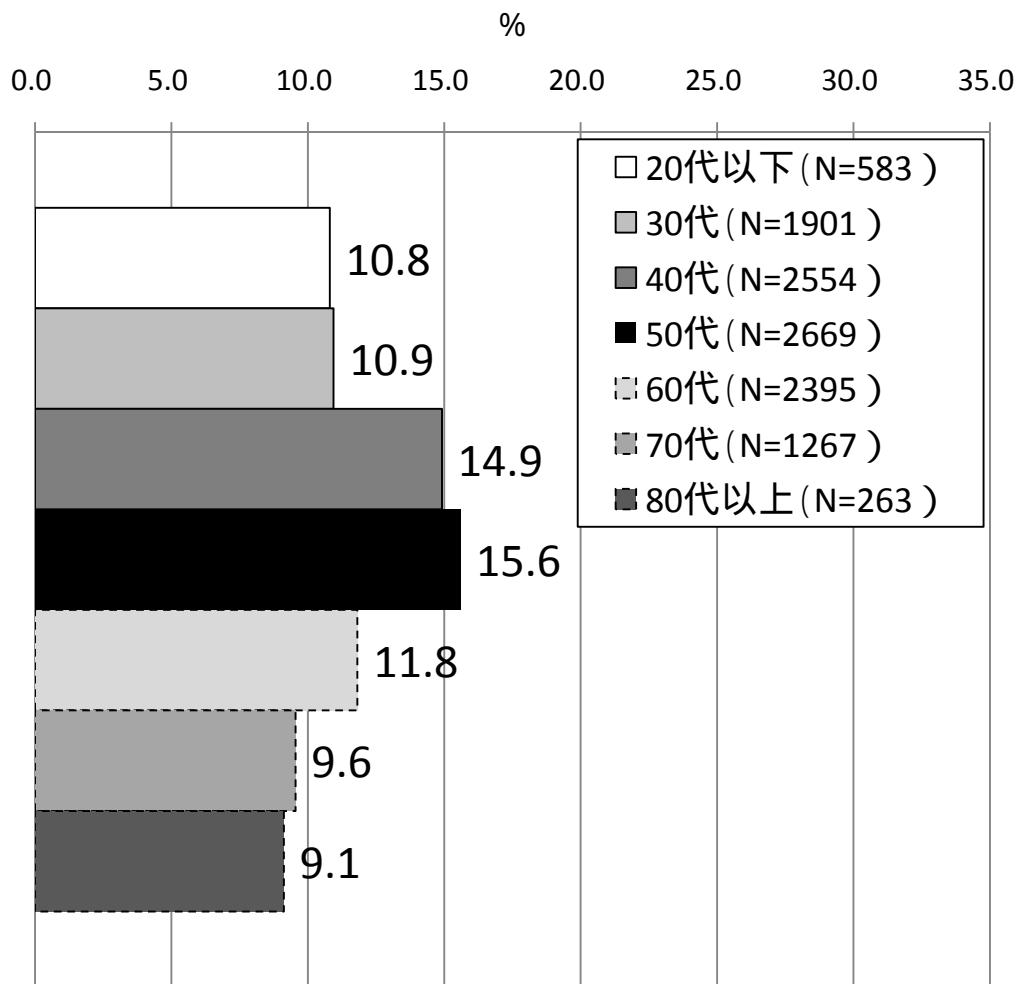
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「9住宅・車・船等のローン・リース」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-5)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「12震災関連法令」相談の年代別分布表)



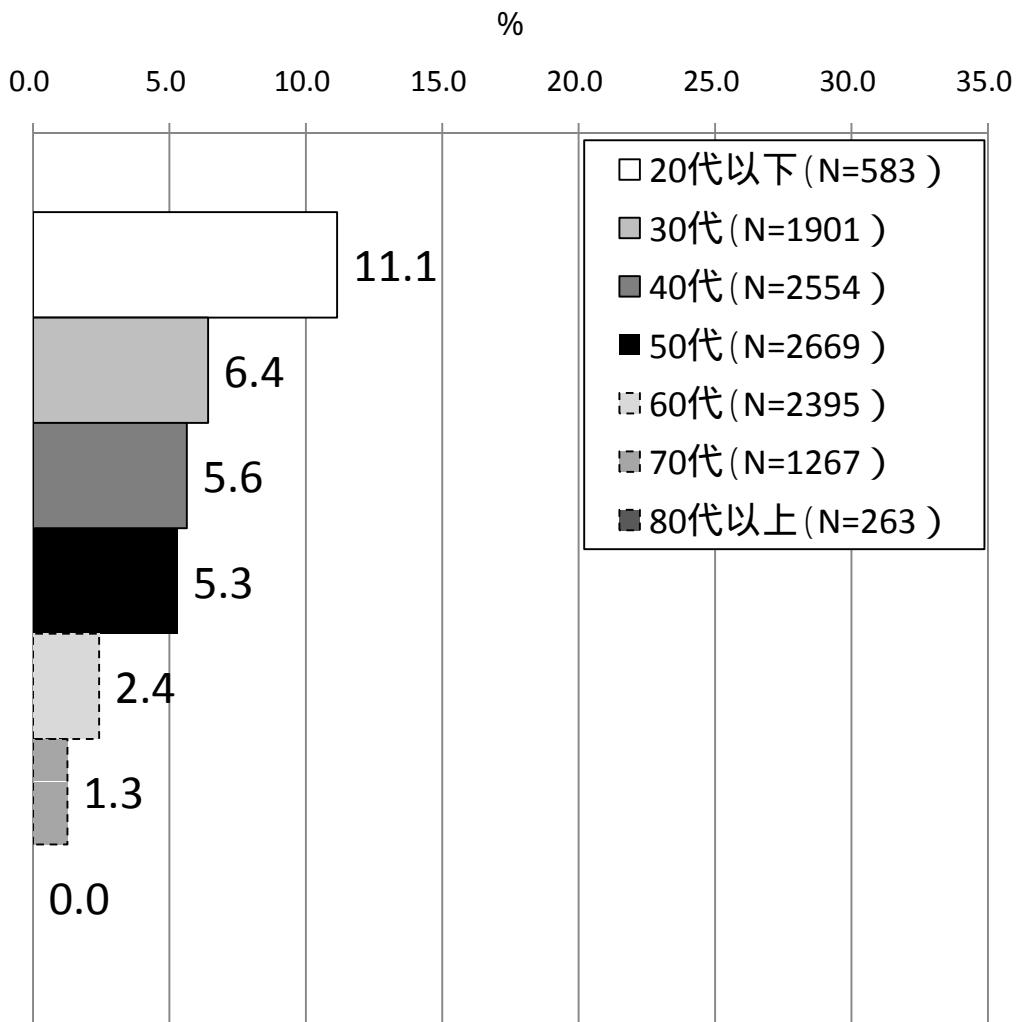
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「12震災関連法令」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-6)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「16遺言・相続」相談の年代別分布表)



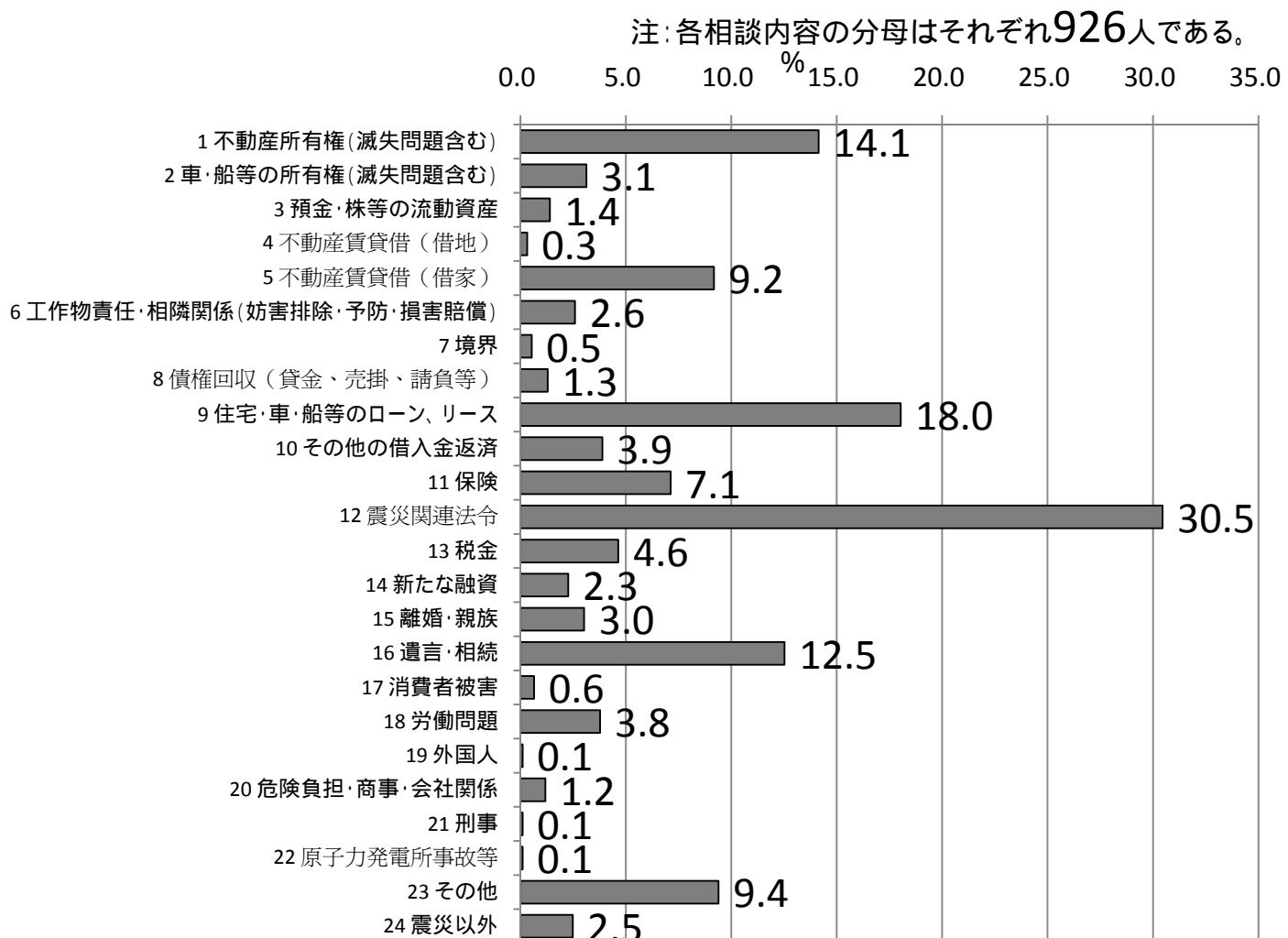
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「16遺言・相続」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-7)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「18労働問題」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「18労働問題」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-7-1)
宮城県下の避難所における相談事例
(平成23年4月29日～5月1日実施)



データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県下の95か所の避難所の無料巡回面談相談の結果を示したもの。

図3-2-1と比較して明らかなように、宮城県全体の実績傾向とは全く異なっている。沿岸部において津波被害を被った方が圧倒的多数を占めていることから、被害を反映した相談が多い。

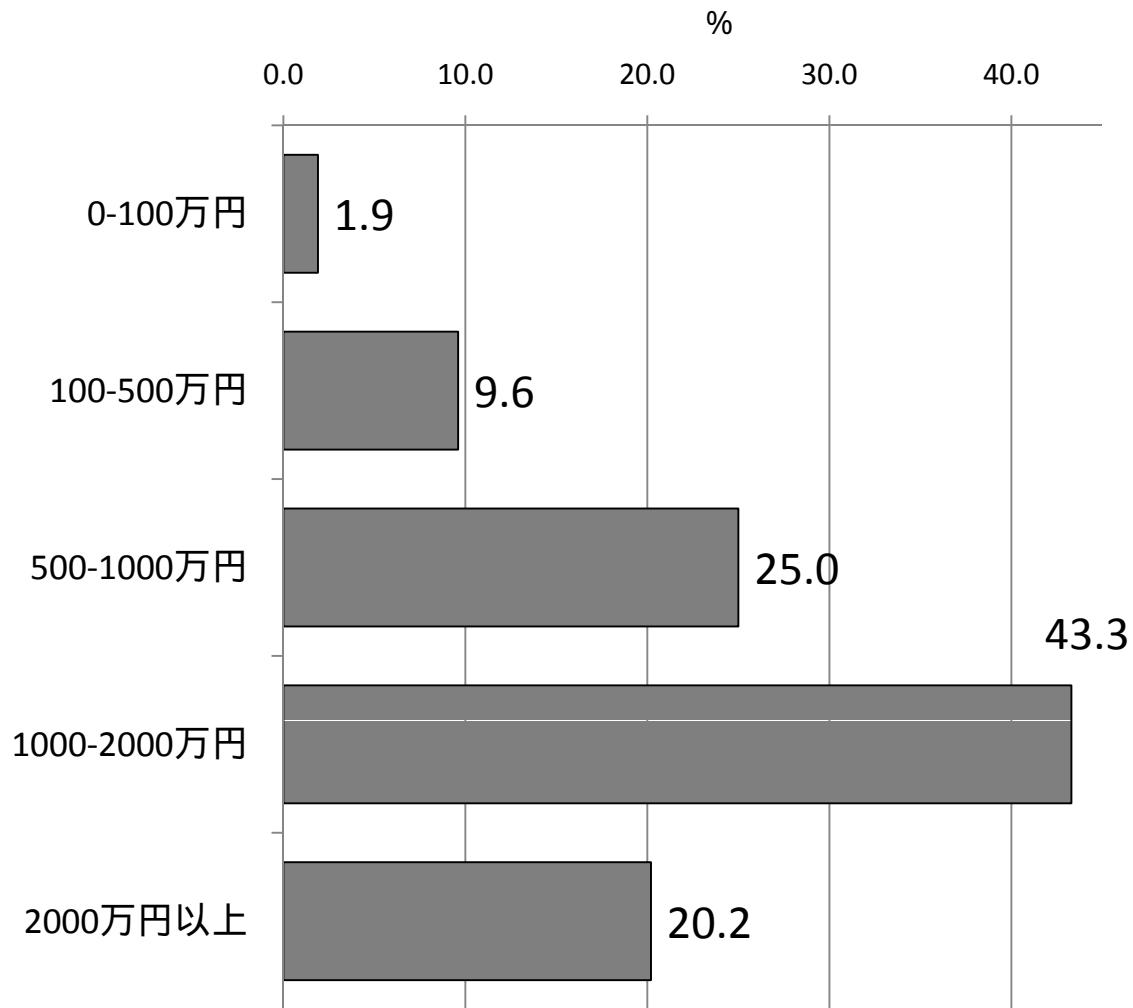
特に、「9住宅ローン」と「10その他の借入金返済」という既存の債務の問題についての相談が全体の20パーセントを超えていることは、被災者の生活状況の深刻さを示している。

また、浸水地域が多く、都市計画問題や建築制限問題、不動産の評価の問題等の相談事例('1不動産所有権')が高い割合を占めている。

宮城県下の避難所に集中的な法律相談を実施したことにより、震災直後の早期の段階で、宮城県全体の傾向だけを見ると見落とされる危惧のあった「9住宅ローン」や「16相続」の問題を客観的データにより浮き彫りにすることが可能となった(平成23年6月「第一次分析」を参照)。

(図3-7-2)
宮城県下の避難所における相談事例
(平成23年4月29日～5月1日実施・住宅ローン残高調査)

注：分析対象者は、居所が避難所等自宅以外の者で、かつ住宅ローンが「有」の者(N=104)である。



データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県内の95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

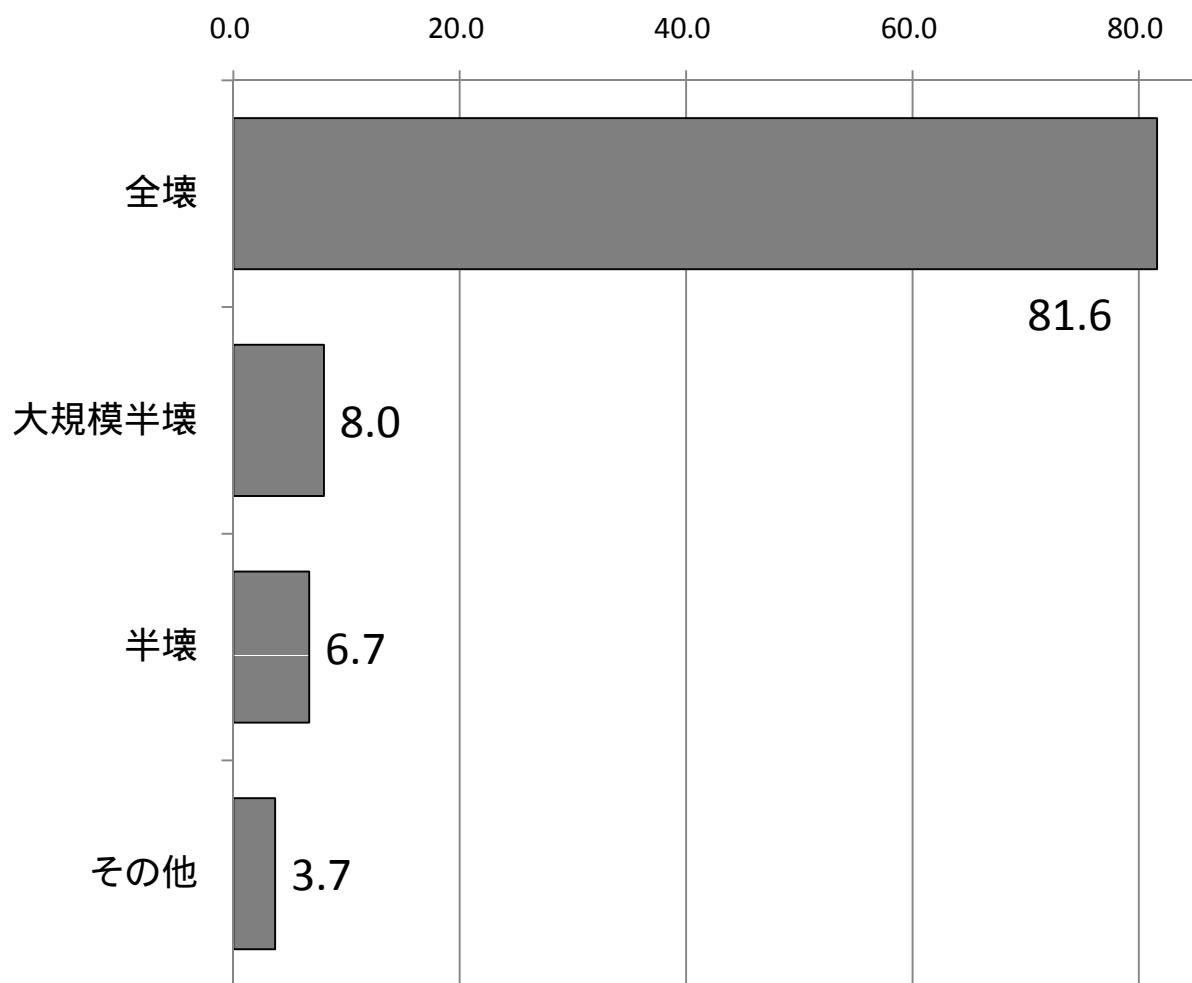
住宅ローンの残額について回答があった111件の事例において、残額の分布を示したものである。1000万円以上の借入金が残る方が6割以上を占めるという調査結果となった。

(図3-7-3)
宮城県下の避難所における相談事例
(平成23年4月29日～5月1日実施・建物現況調査)

注：分析対象者は、居所が避難所等自宅以外の者で、

かつ建物の今後の使用が「不可」の者(N=539)である。

%



データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県内の95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

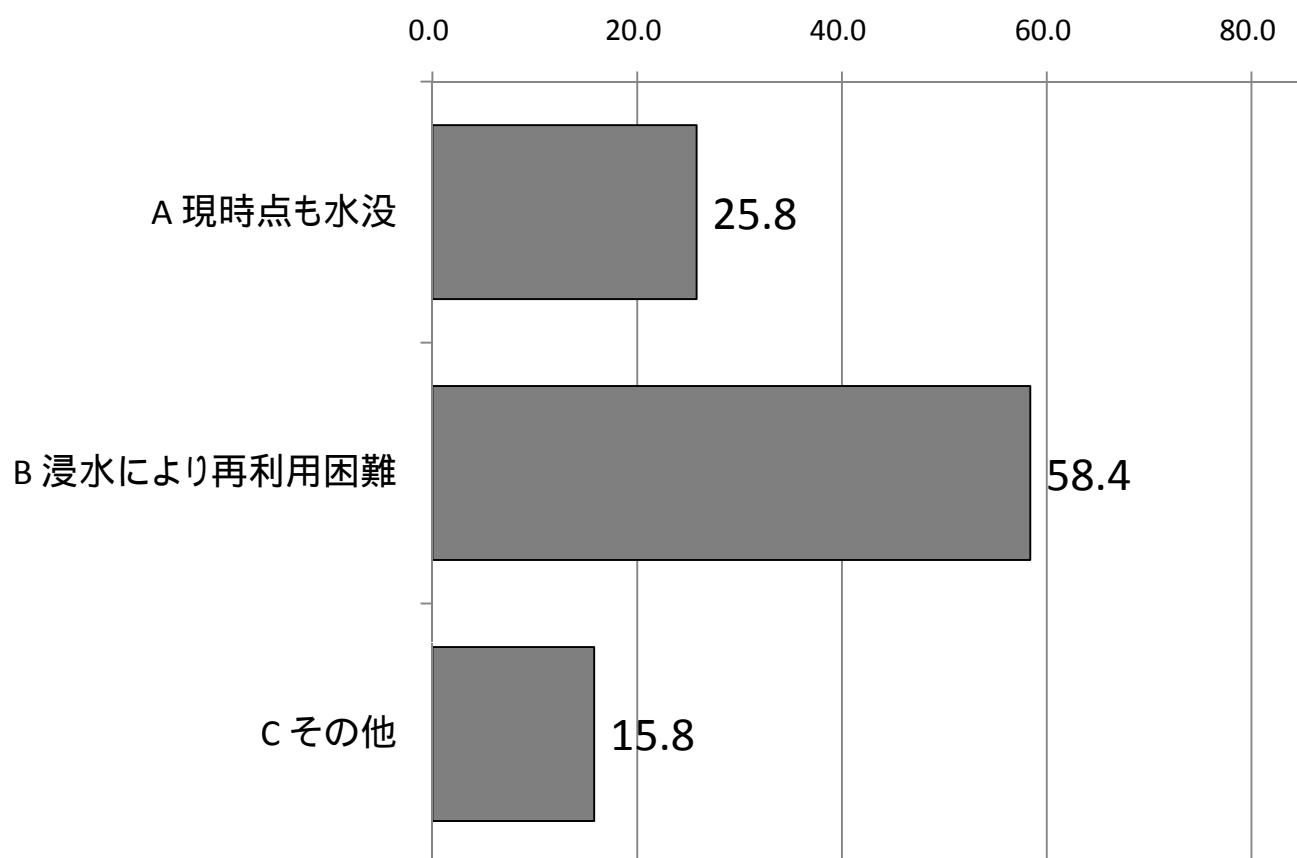
自宅建物の現況について、避難所を含む自宅以外に居住している方に対し、アンケート調査を実施したものである。有効回答数は555件であり、8割以上が全壊被害ということが判明した。

(図3-7-4)
宮城県下の避難所における相談事例
(平成23年4月29日～5月1日実施・敷地現況調査)

注：分析対象者は、居所が避難所等自宅以外の者で、

かつ土地(宅地)の今後の使用が「不可」の者(N=221)である。

%



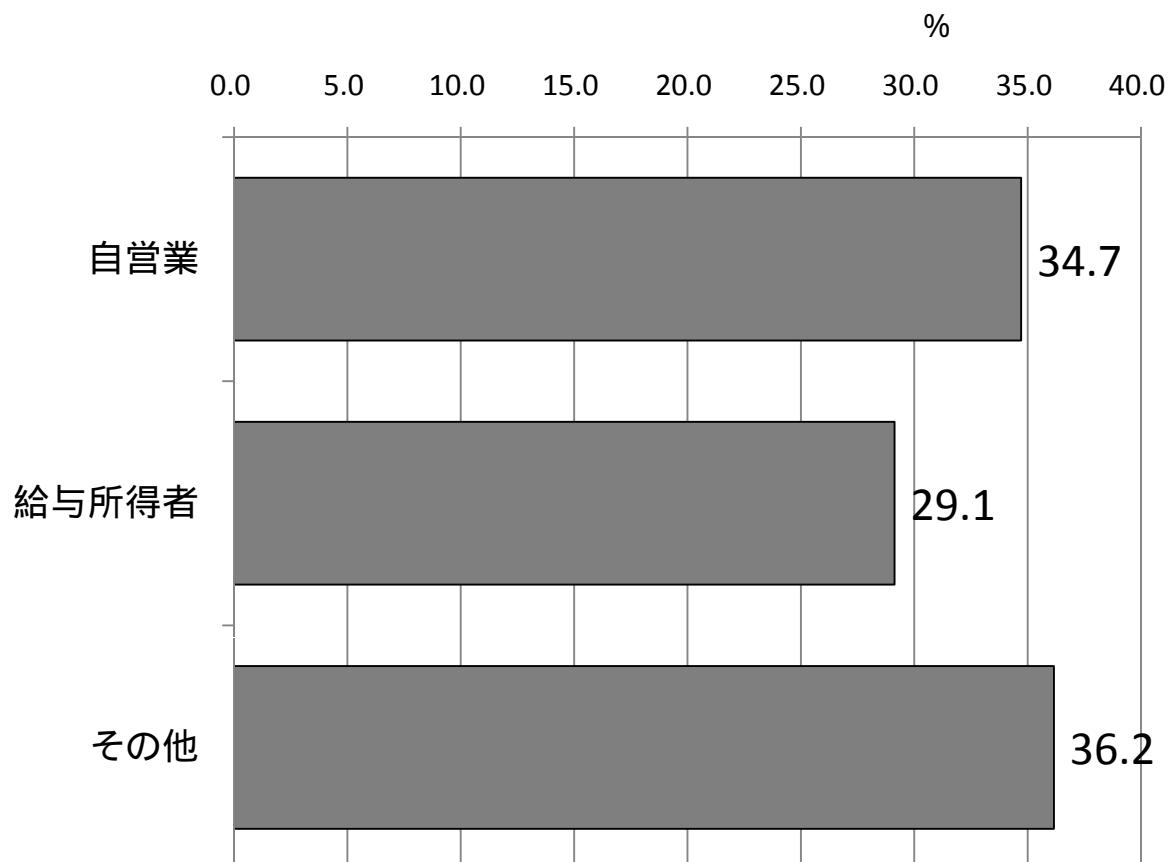
データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県かの95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

自宅の「敷地」の現況について、避難所を含む自宅以外に居住している方に対し、アンケート調査を実施したものである。有効回答数は555件であり、8割以上が全壊被害ということが判明した。

「水没」とあるが、当時まだ水が引いていない状態の土地や、満潮時等に冠水する地域などを示したものである。

(図3-7-5)
宮城県下の避難所における相談事例
(平成23年4月29日～5月1日実施・相談者職業)

注：分析対象者は、事業種別に有効に回答した者(N=484)である。



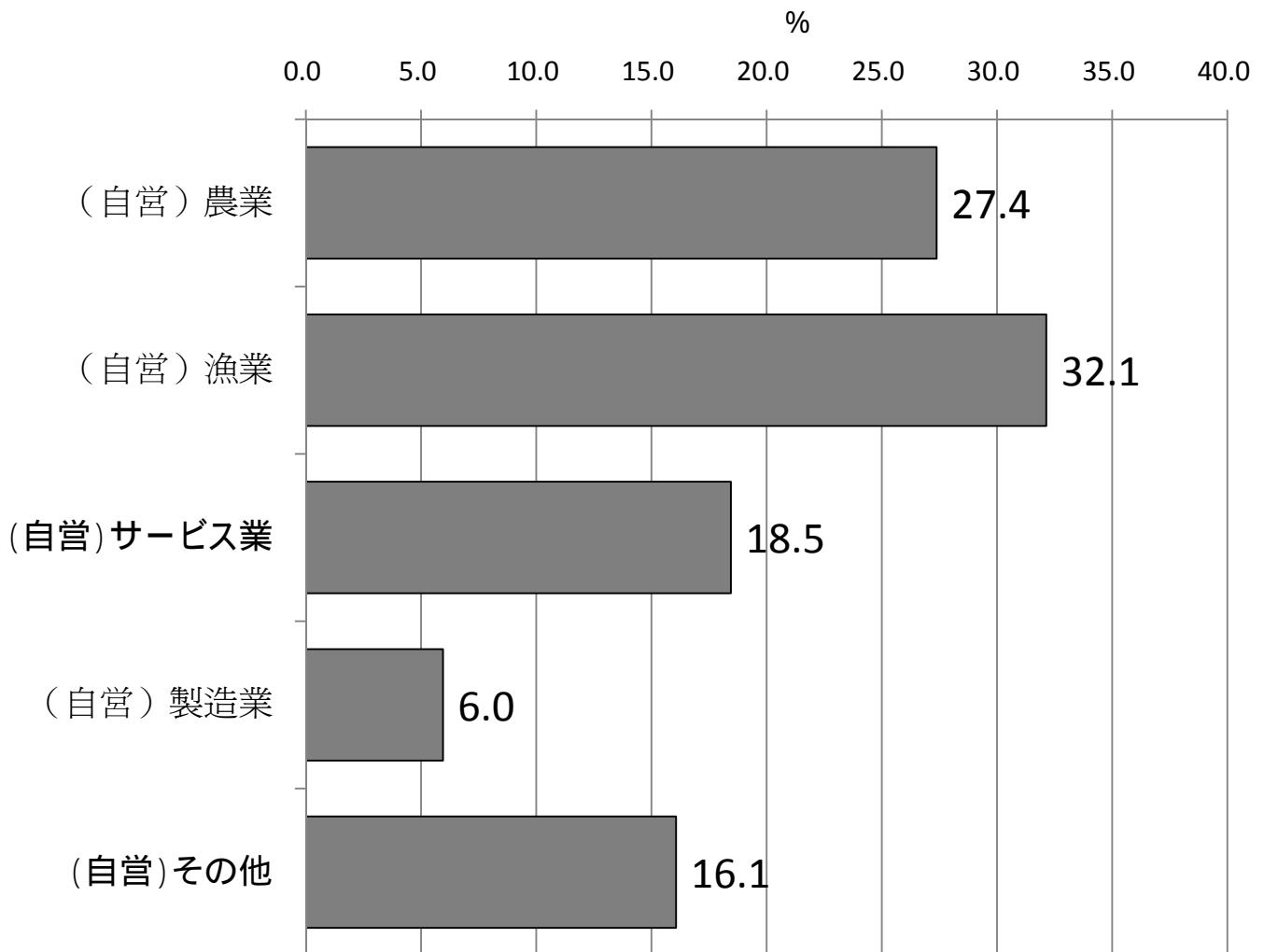
データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県内の95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

職業について回答があった484件の分布を示したものである。

「自営業」と「給与所得者」では、自営業者の方が多く、事業主とその事業の再建と救済の必要性が明確になったものである。かかる分析により、中小企業者や個人事業主の支援についても独自の支援策を構築するべきであるという立法事実を明確に示すことが可能となった。

(図3-7-6)
宮城県下の避難所における相談事例
(平成23年4月29日～5月1日実施・事業主職種分布)

注:分析対象者は、事業種別に自営業と回答した者(N=168)である。



データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県内の95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

自営業者の中で、さらに職業について回答のあった168件の分布を示したものである。

特に、沿岸部の津波被害にあった地域は、漁業が盛んな地域が多く、操業支援が不可欠となるが、避難所におけるアンケート結果でもそのことが明白になっている。